
令和2年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和2年3月5日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和2年3月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 令和元年度周防大島町国民健康保健事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第16 議案第16号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第17 議案第17号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)

日程第19 議案第19号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 令和元年度周防大島町国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第16号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第18号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第19号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）

出席議員（13名）

1番 藤本 淨孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

11番 中本 博明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	椎木 巧君	代表監査委員 ……………	西本 克也君
副町長 ……………	岡村 春雄君	教育長 ……………	西川 敏之君
病院事業管理者 ……………	石原 得博君	総務部長 ……………	中村 満男君
産業建設部長 ……………	林 輝昭君	健康福祉部長 ……………	近藤 晃君
環境生活部長 ……………	豊永 充君	久賀総合支所長 ……………	藤井 正治君
大島総合支所長 ……………	山本 勲君	東和総合支所長 ……………	大川 渉君
橘総合支所長 ……………	中村 光宏君		
会計管理者兼会計課長 ……………			大下 崇生君
教育次長 ……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長 ……	大元 良朗君
総務課長 ……………	中元 辰也君	財政課長 ……………	重富 孝雄君
政策企画課長 ……………	岡本 義雄君	社会教育課長 ……………	藤井 郁男君
下水道課長 ……………	江本 達志君		

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

中本議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算について、補足説明をいたします。

予算書及び事項別明細書につきましては、一般会計と特別会計で別冊となっております。一般会計の予算書を御用意願います。

それでは、一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を138億9,500万円と定めております。対前年度比3.4%、4億9,200万円の減額予算となっております。

第2条、地方債は、10ページの第2表のとおり、それぞれの事業実施にあたり起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、その限度額を14億9,140万円と定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を30億円と定めております。

第4条は歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の項間の流用と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、順を追って歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款町税の1項町民税は、5億1,409万9,000円を計上いたしました。前年度の課税状況等を考慮し、対前年度比1,370万1,000円の減額計上でございます。

2項固定資産税は、家屋と償却資産の課税部分について増額が見込まれることから前年度比

729万5,000円増の6億6,927万1,000円の計上でございます。

6ページの3項軽自動車税1目環境性能割は、前年度から新規に計上されておりますが、本年度は対象期間が1年間通してと増えたことにより増額となっております。

また、4項たばこ税、5項入湯税につきましては、令和元年度の調定額を参考に積算し、計上しております。

7ページの2款地方譲与税から、9ページ、9款地方特例交付金までは、いずれも令和元年度の決算見込みと地方財政見通しを基に、試算し計上をしておりますが、2款地方譲与税3項森林環境譲与税は、令和元年度6月補正にて計上いたしました譲与税であり、6款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部が都道府県から市町村に交付される交付金となっており、新規の計上となっております。

10款地方交付税は、前年度より1億円増額の74億6,000万円を計上しております。合併算定替えの終了に伴う減額の影響もございましたが、地方財政計画上の伸びや決算見込み分も増額計上となっております。また、特別交付税は前年度と同額の6億1,000万円となっております。また、臨時財政対策債を含めた広義の地方交付税額は、対前年度比0.8%、6,000万円の増額となっております。

11款交通安全対策特別交付金は、前年並みの300万円を計上いたしました。

10ページ、12款分担金及び負担金1項分担金は、県営事業により戸田地区の耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の分担金226万7,000円の計上でございます。

2項負担金は、老人保護措置費負担金として、3,566万3,000円、児童福祉費負担金は保育料でございますが、私立保育所の広域入所分の保育所利用者負担金75万6,000円の計上が主なものでございます。

なお、この保育所利用者負担金につきましては、保護者の皆さんの負担を軽減するために、国の行う無償化制度にさらに町独自に上乘せして取り組む完全無償化により、大幅な減額となっております。

13款使用料及び手数料のうち1項使用料は、町営駐車場、斎場、市民農園、中小企業従業員住宅、星野哲郎記念館、公営住宅等々、町内各施設の使用料の計上でございます。

14ページ、2項手数料は、戸籍、住民票等の発行手数料、ごみ処理手数料等を合わせて2,603万7,000円の計上でございます。

15ページ、14款国庫支出金の1項国庫負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、また、福祉事務所関係経費の児童扶養手当負担金及び生活保護費負担金などの計上で、総額8億7,387万6,000円の計上でござ

います。

なお、16ページ、私立保育所運営費負担金につきましては、保育無償化の影響分を考慮し、増額計上となっております。

17ページの2項国庫補助金のうち、1目総務費国庫補助金では、再編交付金1億1,260万円が主な計上となっております。なお、当初予算案の概要36ページに再編交付金充当事業を掲載しております。

2目民生費国庫補助金は、前年度のプレミアム付き商品券事業の完了による大幅な減額となっております。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置補助に係る循環型社会形成推進交付金や、がん検診総合支援事業補助金等を、4目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金3,495万円の計上でございます。

5目土木費国庫補助金は、町道真宮線道路改良事業や赤石橋改築事業に係る活力創出基盤整備交付金1億2,230万7,000円の計上でございます。

18ページ、6目消防費国庫補助金は、耐震診断や耐震改修に対する住宅・建築物耐震改修等事業交付金230万円となっております。

7目教育費国庫補助金は、小学校費補助金において購入を計画しておりますスクールバス2台分の補助金、また、中学校費補助金においては、統合中学校の既存校舎改築に関する交付金が主なものでございます。

3項国庫委託金は、基礎年金等に係る事務委託金を計上しております。

19ページ、15款県支出金1項県負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金等、総額4億4,917万9,000円の計上でございます。

20ページ、2項県補助金のうち、2目民生費県補助金では、福祉医療費補助金、国保負担軽減対策費助成事業補助金、子ども・子育て支援交付金が主なもので、総額8,550万2,000円の計上でございます。

3目衛生費県補助金は、広域水道出資債元利補給金3,682万7,000円の計上が主なものであり、総額5,579万9,000円となっております。

21ページ、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金事業補助金、新規就農者確保事業補助金、新規就業者等産地拡大促進事業補助金が、水産業費補助金では、海岸保全施設整備事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金が主な計上で、総額1億3,201万4,000円の計上となっております。

22ページ、5目商工費県補助金は、生活交通路線維持負担金への補助金及び広域消費生活セ

ンター運営等に係る山口県消費者行政推進事業費補助金でございますが、新規に、ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金の計上、6目消防費県補助金は民間建築物耐震改修等推進事業費補助金の計上でございます。

また、7目教育費県補助金では、部活動の指導や地域連携担当教職員を補助するための補助金として、部活動指導員配置事業補助金及び地域アシスタント事業補助金、国際交流推進事業補助金等を計上しております。

23ページ、3項県委託金の1目総務費県委託金につきましては、県税徴収事務委託金や5年に一度の国勢調査に関する委託金が主なものでございます。

24ページの5目商工費県委託金は、主に片添ヶ浜海浜公園の指定管理料として3,082万8,000円を計上しております。

6目土木費県委託金は、水門、樋門の管理委託金の計上が主なものであり、25ページ、7目消防費県委託金は、防災センターの指定管理料2,704万円を計上いたしております。

16款財産収入では、財産運用収入として土地及び建物の貸付収入、教員住宅家賃収入及び各基金の利子収入を計上しております。また、27ページの17款寄附金は、ふるさと寄附金1,500万円が主なものでございます。

18款繰入金は、財政調整基金2億3,170万2,000円、公債費の償還に充てる減債基金繰入金1億2,700万1,000円、各種福祉事業に充当する福祉振興基金繰入金1,494万7,000円、ちびっ子医療費助成事業基金1,882万8,000円、観光振興事業助成基金1,146万8,000円、福祉医療費一部負担金助成事業基金1,137万1,000円、ふるさと応援基金539万7,000円、28ページ、CATV加入促進事業基金140万円、外国語活動推進事業基金828万3,000円を、それぞれの基金条例の目的に応じ、取り崩すこととしております。

なお、財政調整基金繰入金については、前年度に積み立てました災害対策寄附金として皆様からいただきました温かい御支援8,300万円につきまして取り崩しを行い、地域振興券発行事業や道の駅への遊具の整備、学校給食用非常食や各学校への図書購入経費へ充当しております。

また、地方創生につなげる取り組みに充当するため、町独自のまち・ひと・しごと創生基金を9,155万円、周防大島高等学校通学支援費給付事業に充てるための周防大島高等学校通学支援費給付基金500万円、医師不足を解消するため、再編交付金を財源として積み立て、病院事業局への繰出金の財源とするため、医療確保対策事業基金繰入金9,260万円を計上いたしております。

なお、各基金の令和元年度末における基金残高見込みは、当初予算案の概要の8ページに掲載しております。

19款繰越金は、前年度と同額1,000万円の計上となっております。

29ページ、20款諸収入3項貸付金元利収入は、中小企業勤労者小口資金貸付金、30ページ、地域総合整備資金貸付金等の元利または元金収入の計上でございます。

4項雑入では、学校給食収入4,397万4,000円、雑入において、福祉医療費高額払戻金、有害鳥獣捕獲分担金、ごみ収集袋売上代金、片添ヶ浜施設使用料、指定管理者町納付金等が主なものでございますが、34ページ、新規の、ゆめはな開花プロジェクト推進事業に対する助成金90万6,000円を含む総額1億8,433万9,000円の計上となっております。

35ページからは、21款町債でございます。

主に3目過疎対策事業債において、36ページ、若者定住住宅建設事業や医療対策事業及び周防大島町独自の施策となっております保育所完全無償化事業等を計上しております。総額14億9,140万円の計上で、前年度比3億2,650万円、18.0%の減額となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたしますが、令和2年度当初予算においては、定住促進対策事業補助金や郡体育協会補助金など5つの補助金につきましては、全部又は一部の直営化を行っております。

また、会計年度任用職員制度の開始に伴い、7節の賃金が廃止となったことから、前年度の支出科目の節番号が7節以降1つずつ繰り上がっております。

39ページをお開き願います。

1款1項1目議会費は、総額9,835万円の計上で、職員人件費及び議員報酬、議会運営経費等が主なものでございます。

41ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、特別職、一般職59名分の給料、各種手当、共済費のほか、退職手当組合負担金等を合わせ、5億8,945万5,000円の計上でございます。

42ページの行政一般経費につきましては、6,007万8,000円の計上でございますが、町長交際費においては20%減の200万円の計上となっております。

44ページ、契約監理一般経費では、契約・工事管理システムの運用経費が主なものでございます。

45ページ、2目文書広報費のうち文書広報事業費は、広報誌作成経費、情報公開関係経費及びワンテマディスカッションに係るものが主なものでございます。

46ページ、情報通信施設管理経費は、防災行政無線の維持管理に係る経費を、地域情報通信基盤整備推進事業では、ケーブルテレビの行政チャンネルである周防大島チャンネルの番組制作委託料及びCATV加入促進事業補助金等を計上しております。

48ページ、5目財産管理費、財産管理一般経費は、公共施設及び公用車の保険料等の計上のほか、指定管理を行っている施設の協定に基づき、町が行うべきものなど町有財産の緊急的に対応すべき修繕費として500万円、工事請負費500万円、備品購入費として200万円を一括して計上しております。

基金管理経費は、基金利息を積立金として基金に積み立てるものでございますが、再編交付金を財源とした医療確保対策事業基金の積立金も計上いたしております。

50ページ、6目企画費企画一般経費は、4,857万8,000円の計上でございます。ここでは、令和2年度に終期を迎えます総合計画、総合戦略及び男女共同参画に関する策定業務の委託料を新規に計上いたしております。各町有施設の統合、廃止等を個別に計画する経費につきましても新規の計上となっております。

52ページ、周防大島高校を支援する会補助金、起業教育研究センター補助金及び移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金等を計上するとともに、イベントの共同開催や行政事務の広域処理の研究協議に取り組む柳井地区広域行政連絡協議会、広島広域都市圏協議会の負担金を計上しております。

また、53ページ、大学等連携地域活性化事業補助金は、大学との連携により、大学生のフィールドワークによる地域課題の発見や問題解決のスキル向上を目指し、地域の活性化や経済効果が期待できる事業として新規の計上でございます。

なお、定住促進対策事業補助金につきましては、定住対策事業の直営化により直接町から支出することとしており、各費目への計上をいたしております。

ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金に係る事業を計上するもので、寄附金の受付から返礼品の登録、寄附の受領証明書の作成や送付等を一括して外部に委託することとしており、ふるさと応援基金の活用につきましては、五条の千本桜整備事業や瀬戸公園整備工事に充当する予定としております。

海域保全管理事業は、地家室園地における拠点施設整備に向けた基本構想策定業務を新規に計上しております。

54ページ、企業誘致対策事業は、町内に企業誘致をすることで、仕事や人の流れを創出し、若年層の定住を促進しようとするもので、現在利用している旧和田小学校に関する経常経費144万円の計上でございます。

55ページ、若者定住促進住宅用地整備事業は、東和地区での用地貸付に関する維持管理経費を計上しております。

また、若者定住促進住宅建設事業は、若者の定住を促進するため大島地区へ若者向け住宅の建設を行うもので、第2期4戸分の建設工事費及び第3期の用地購入経費の計上でございます。

7目支所及び出張所費では、1億2,115万7,000円を計上しており、各庁舎の維持管理のほか、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金により、防災減災対策をはじめ、地域住民からの要望に迅速に対応しようとするものでございます。

また、各出張所経費には会計年度任用職員の報酬、施設の維持管理経費を計上しております。

64ページには、定住対策の一環として、空き家を町で一括借り上げて移住者や町内外の若者へ住居の提供を行う、空家有効活用事業に805万7,000円を計上しております。

65ページの8目電子計算費は、各庁舎を結ぶLANシステムの通信運搬費、電算システムの保守料及び借上げ料等1億5,633万9,000円の計上となっておりますが、66ページ、クラウド化によるシステムのデータ移行を行うやまぐち自治体クラウド整備業務を新規に計上しております。

67ページの9目地域振興費、地域づくり推進事業は、自治会振興奨励金、地域づくり活動支援補助金の計上であります。地域おこし協力隊経費、69ページ、集落支援員経費、70ページの町人会経費は、それぞれ必要な経費の計上でございます。

10目交通安全対策費につきましては、交通安全に係る啓発経費、交通安全協会への負担金の計上でございます。

なお、大島郡交通安全対策協議会につきましては、町が直接支出することといたしております。

71ページ、11目諸費は、487万2,000円の計上ですが、県市町総合事務組合をはじめとする各種団体への負担金が主なものでございます。

72ページからは、2項徴税费でございます。

73ページ、1目税務総務費の税務一般経費は、主に返還金や償還金等の経費470万円を含む624万8,000円の計上、74ページ、2目賦課徴収費につきましては、納税通知書の印刷及び郵送等に係る経費や、公用車の購入経費等として、1,508万8,000円の計上でございます。

75ページの、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費につきましては、77ページ、令和5年度から戸籍とマイナンバーを連動させるため、システム改修が必要となることから、戸籍システム改修等の改修経費の新規計上でございます。

78ページからは4項選挙費でございますが、2目町長選挙費は、11月13日に任期満了を迎える周防大島町長の選挙経費の計上、79ページ、3目町議会議員選挙費は、同様に11月13日に任期満了となります周防大島町議会議員の選挙経費について新規の計上となっております。

81ページ、5項統計調査費は、5年に一度の国勢調査をはじめとする農林業センサスや経済センサス、工業統計調査等の経費1,622万円の計上でございます。

83ページの6項監査委員費は、監査委員報酬ほか168万1,000円の計上でございます。続きまして、3款民生費でございます。

まず、1項社会福祉費でございます。

1目社会福祉総務費におきまして、社会福祉総務一般経費では、主に85ページ、町社会福祉協議会への補助金4,343万8,000円を含む5,393万円を計上いたしました。

民生委員児童委員会経費は、民生委員児童委員の活動費として1,501万8,000円を計上しております。

福祉医療事業は、1億1,883万7,000円の計上ですが、福祉医療費一部負担金助成事業基金を充当しての予算計上でございます。

ちびっ子医療費助成事業は、1,387万3,000円を計上いたしておりますが、小学生以下の全ての子供の医療費を無料化するものでございます。

また、86ページ、中学生医療費助成事業は、ちびっ子医療費助成事業の対象を拡充し、中学生までを対象として医療費の無料化を行うもので、539万1,000円の計上でございます。

福祉センター運営経費は、久賀福祉センターの管理運営経費の675万9,000円の計上となっております。

88ページ、社会福祉施設整備事業経費は、施設の借地料等316万7,000円の計上、89ページ、生活困窮者自立支援事業は、主に生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員を配置する経費を計上しております。

90ページ、2目障害福祉費の障害福祉一般経費につきましては、令和2年度に終期を迎える障害者福祉計画の策定に係る経費及び91ページの、町外就労訓練事業所へ通うために要する交通費を助成する障害者就労訓練施設通所交通費助成事業が主なものでございます。

障害者地域生活支援事業は、1,363万1,000円を計上し、障害者への訪問入浴サービス事業、障害者相談支援事業、移動支援事業等の委託、また、日常生活用具給付事業、自動車運転免許取得費助成事業等として、それを扶助するものでございます。

92ページ、障害者自立支援給付費事業は、4億1,536万5,000円の計上でございますが、負担金、補助及び交付金において、障害者に対する在宅でのサービスや施設への入所、通所に要する介護給付費・訓練等給付費の3億9,516万4,000円が主なものとなっております。

93ページ、更生医療事業は1,420万2,000円の計上、特別障害者手当等給付事業は、福祉事務所設置に伴うもので、特別障害者手当及び障害児福祉手当568万2,000円を扶助費として計上しております。

また、94ページ、障害児施設給付費事業は、障害児通所給付費が主なもので、1,842万6,000円の計上となっております。

95ページからの、3目老人福祉費、老人福祉一般経費は、はり・きゅう等施術助成事業、ねたきり老人等紙おむつ助成事業の扶助費が主なもので1,243万4,000円の計上でございます。

96ページの老人福祉事業は、高齢者生活福祉センターしらとり苑及び和田苑の指定管理料及び養護老人ホームの入所に対する老人保護措置費を計上いたしております。

敬老会事業は、高齢者を対象に実施いたします敬老会の経費の計上、97ページ、介護予防・地域支え合い事業（補助）につきましては、単位老人クラブへの補助金及び老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業等、老人クラブへの補助金でございます。

また、介護予防・地域支え合い事業（単独）は、町が単独事業として取り組む事業に係る予算1,055万円の計上でございますが、食の自立支援事業、緊急通報システム事業、老人クラブに対する高齢者の地域活動等事業補助を実施するものとなっております。

県後期高齢者医療広域連合事業は、4億1,810万6,000円を計上しており、98ページ、医療給付費の一部を負担する後期高齢者療養給付費等負担金は、4億1,660万7,000円の計上でございます。

4目国民年金費、国民年金一般経費は、国民年金の受付業務等を行う経費を計上いたしております。

99ページ、5目介護保険対策費、介護保険対策事業は、クラウド対応の介護保険データ抽出業務1,349万7,000円を計上、介護予防一般経費も同様に、100ページ、包括支援センターシステムのデータ抽出業務605万円が主なものでございます。

101ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費のうち、児童福祉総務一般経費では、各保育所月2回程度の開催を予定しております保育所英語講師派遣事業として、講師への報償費等が主な計上でございます。

102ページの児童福祉事業は、町内児童クラブの運営委託料、子育て支援センターを運営委託する地域子育て支援拠点事業委託料及び母親クラブへの助成金の計上、児童公園等管理経費は、福祉課が管理しております児童公園等の維持管理経費の計上でございます。

103ページ、児童館運営経費は、久賀福祉センター2階に設置しております児童館に関する経費507万1,000円の計上でございます。

104ページ、家庭児童相談援助事業は、福祉事務所の設置に伴う事業で、家庭児童相談室に配置する家庭相談員に要する経費が主なものでございます。

2目児童措置費の児童手当事業は、児童手当の給付に要する事務費と給付費、合わせて1億1,781万3,000円の計上でございますが、給付額はこれまでどおり、3歳未満児には月額1万5,000円、3歳以上小学校終了前までは月額1万円で、第3子以降は月額1万5,000円、

中学生は月額1万円、所得制限以上世帯は月額5,000円となっております。

105ページ、3目母子福祉費は、福祉事務所の設置に伴う事業で、4,717万1,000円の計上となっております。

児童扶養手当事業は、ひとり親世帯等の養育支援で、児童扶養手当の扶助費4,090万4,000円が主なものとなっております。

母子家庭等自立支援給付金事業は、母子家庭等の自立のための就業支援を行うもので、扶助費188万円の計上、母子・父子自立支援相談事業は、母子・父子自立支援に係る相談事業を実施するもので、母子・父子自立支援員への報酬が主なものでございます。

また、106ページ、母子生活支援施設措置委託事業は、心身と生活を安定させるため母子生活支援施設へ入所措置をとった場合の、施設への支弁経費の計上でございます。

4目保育所費は、町内2カ所の町立保育所の運営費として、人件費を含め1億307万8,000円の計上でございます。

なお、108ページ、日良居保育所運営経費につきましては、指定管理制度により運営しており、指定管理料等で5,427万6,000円を計上しております。

5目保育所運営費は、私立保育所運営委託料、障害児保育事業、延長保育促進事業、保育士等の研修を支援する子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の各補助金の計上で、総額4億102万7,000円でございます。

109ページ、3項生活保護費は、福祉事務所設置に伴う事業の計上でございます。

1目生活保護総務費では、生活保護等関係事務に要する職員人件費3,953万円、110ページ、事務経費として生活保護総務一般経費452万3,000円を計上しており、嘱託医への報酬、システムの保守管理業務委託料が主なものでございます。

2目扶助費は、生活保護費関係の扶助費3億2,467万9,000円の計上となっておりますが、主に世帯数及び受給者数の減による減額の影響により、前年度比1,891万9,000円の減額計上となっております。

なお、111ページ、災害救助費、被災者支援事業は、事業の完了により皆減といたしております。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費でございます。

1目保健衛生総務費のうち、112ページ、保健総務一般経費は1,807万円の計上ですが、引き続き、「ちよび塩でおいしく、運動・活動で元気に！」をキャッチフレーズに、減塩と運動に重点を置いて取り組む健康増進計画推進事業経費及び令和2年度に終期を迎える健康増進計画のアンケート調査業務についても、この事業において計上しております。

114ページ、母子保健事業は、1,198万9,000円を計上し、妊婦一般健診等の健診事

業に加え、保育所等の集団生活や集団行動が苦手な就学前児童に対して、発達特性に応じた支援を行う5歳児発達相談事業や、特定不妊治療費助成金につきましても、引き続き実施することとしております。

また、115ページに、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや健診を行う産後ケア事業や産婦健診も計上しております。

116ページの救急医療体制事業は、1,608万4,000円を計上し、町内の一次救急である休日医療体制及び二次救急である柳井広域圏の救急医療体制の確立を図るものでございます。

救急告示病院である周東総合病院への運営費負担金や、医療機関において安心して出産できる環境を確保するための周産期医療支援事業及び産科医確保支援事業の補助金及び周産期医師確保支援事業補助金を計上しております。

117ページ、しまとびあスカイセンター管理経費は、施設を管理するための経費393万3,000円の計上でございます。

また、日良居庁舎管理経費は、庁舎の維持管理に係る経費で、490万6,000円を計上するものでございます。

118ページ、2目予防費の健康増進事業は、321万5,000円を計上し、要保護者の健康診査、節目検診としての骨粗しょう症や肝炎ウイルス検診、40歳から69歳の住民の方々を対象とした食塩摂取量調査の経費を計上しております。

119ページ、検診事業は、2,718万1,000円の計上でございます。がん検診や脳ドック検診の経費を計上しており、子宮がんや乳がん検診では、受診率を高めるため、医療機関での個別検診を実施することとしております。

また、簡易脳ドック検診は、町独自の取り組みで、40歳から60歳までの5歳刻みの節目到達者を対象に、受診料を助成し、脳梗塞をはじめとする脳疾患の早期発見を目指すものでございます。

予防接種事業では、3,935万6,000円を計上し、小児に対する4種混合、日本脳炎などのほか、高齢者のインフルエンザ、65歳から5歳ごとの節目を対象とする成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種、風しんの抗体検査、予防接種を実施します。

また、子育て支援任意予防接種事業といたしまして、乳幼児が受ける予防接種でロタウイルス、おたふくかぜの予防接種について、費用の半分を助成することとしております。

121ページ、3目環境衛生総務費、環境衛生総務一般経費は、512万7,000円の計上でございます。現在使用されていない町内4カ所の急速充電設備の解体撤去工事費について新規に計上、また、町快適環境づくり推進協議会費用について、町から直接支出することとしております。

122ページ、水道対策事業は、柳井地域広域水道企業団への補助金及び出資金78万2,000円の計上、合併浄化槽設置事業におきましては、下水道等処理区域との格差是正及び汚水処理人口普及率の増大を目的として、町単独の嵩上げ補助を行っております。

123ページ、4目火葬場費は、3,140万円を計上し、町内の斎場の管理運営を行うものでございます。

126ページからは、2項清掃費でございます。

1目清掃総務費、久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎の維持管理経費405万2,000円を計上しております。

127ページ、2目じん芥処理費のうち、じん芥処理経費は主に廃棄物収集のための経費として7,815万2,000円の計上でございます。

128ページ、じん芥処理施設管理経費は、清掃センターの維持管理経費として、1億7,299万9,000円の計上ですが、施設の長寿命化を図るため、修繕費5,880万円、129ページ、施設の運転管理の委託料4,959万1,000円、また、20年を経過した電気計装設備について、デジタル化を図り、運転機能を向上させるための改修経費2,112万円を計上しております。

不燃物処理施設管理経費は、環境センターの維持管理を行うため、5,516万9,000円を計上しておりますが、131ページ、有価物として売却しております小型家電を含む金属類について、小型家電等の引き取りが困難となったことから、小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者に再資源化を委託する経費として266万2,000円を新規計上しております。

3目し尿処理費、し尿処理経費は、情島、前島、笠佐島のそれぞれの離島におけるし尿処理施設維持管理等の経費を計上しておりますが、前島のし尿貯留船棧橋の改修工事費を新規に計上いたしております。

132ページ、し尿処理施設管理経費の8,593万3,000円は、衛生センターの維持管理経費でございます。清掃センターと同様に、施設の運転管理の外部委託により効率的な運用を図ることとしており、施設の延命化を図るため修繕費1,957万4,000円を計上しております。

次に、5款農林水産業費でございます。

134ページ、1項農業費1目農業委員会費、農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び委員会の運営経費でございますが、135ページ、農家農地GISシステム人・農地プラン実質化対応業務は、国からの指示により農地の基盤整備についてアンケート調査を行う経費の新規計上でございます。

136ページの3目農業振興費の農業振興対策一般経費は、主にルーラルオレンジフェスタ事業負担金、生改連協議会補助金の計上をしております。

137ページ、担い手総合支援事業は、2,217万円の計上でございますが、委託料の大島農業担い手就農支援事業は、かんきつ主体の新規就農希望者の研修支援といたしまして、JA山口県周防大島統括本部等の業務の中で、就農に向けた研修を行おうとするもので、2名分216万円の計上、負担金、補助及び交付金においては、担い手育成総合支援協議会への交付金のほか2,001万円を計上し、新規就農者の支援を行うものでございます。

新規就農者確保事業（営農開始型）では、新規就農者に対し、月額12万5,000円の資金を交付、また、法人が新規就農者に対し、農業就業に必要なノウハウ等を修得させるための取り組みへの定着支援給付金についても計上しております。

特産対策事業では、3,309万9,000円を計上し、主に本町の基幹産業であるかんきつ栽培等を支援することとしており、病虫害発生防止のための伐採や薬剤の助成等を実施することとしております。

138ページ、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金は、イノシシの被害対策として設置する防護柵等の購入費を助成し、大島かんきつ産地継承夢プランの実現に向け、ゆめほっぺなどの高品質の果実の安定生産を図るため、タイベックマルチ・排水対策事業補助金、ゆめほっぺ比率向上対策事業補助金も引き続き計上しております。

また、新規就業者等産地拡大促進事業補助金によりハウス施設導入に取り組む農業者の負担を軽減する、ハウス施設導入モデル支援事業補助金を実施することとしております。

中山間地域等直接支払事業は、1,128万3,000円の計上で、農地の多面的機能の確保のため、31地区の集落協定地区を対象にした予算計上でございます。

139ページ、橘地区農産物加工センター管理運営経費から141ページの大島地区農産物加工センター管理運営経費までは、各農産物加工施設の維持管理経費を計上いたしております。

農園施設管理経費は、市民農園施設であるガルテンヴィラ大島やクカインガルデンの維持管理経費でございます。

142ページ、耕作放棄地解消支援事業は、県営耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の組織づくり等事業推進に要する戸田地区の事務的な経費の計上、農地中間管理機構事業は、農業の担い手の経営規模拡大や農用地の集積・集約化、新たな農業経営参入を効率的に促進するため、県において設置されている農地中間管理機構の業務の一部を受託するものでございます。

4目畜産業費は、東部地区家畜診療所運営への負担金が主なものでございます。

143ページ、5目農地費の農地一般管理経費は、1,811万1,000円の計上ですが、144ページ、地域からの要望に対応する工事請負費880万円が主なもの、また、145ページ、排水施設管理事業は、農林課が所管する排水施設の管理経費ですが、工事請負費へ伊保田排水機場のポンプ取替経費等を計上いたしております。

県営農業基盤整備事業は、農道保全対策事業、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業として県が行う事業の負担金を計上するもので、総額5,057万5,000円となっており、広域農道管理事業は、県から移譲を受けた広域営農団地農道の維持管理経費の計上で、主にはトンネルに係る設備の維持管理経費でございます。

146ページ、ため池等管理経費は、ため池のハザードマップ作成業務を新規に計上し、多面的機能支払事業は、農業や農村が有する水源涵養などの多面的な機能の維持、発揮に努める地域の協働活動を支援する事業で、260万1,000円の計上でございます。

6目水田営農費は、経営所得安定対策推進事業として66万3,000円の計上で、主に現地確認等に要する経費及び周防大島地域農業再生協議会に対する事務費の補助を計上するものでございます。

147ページから149ページまでの7目農村環境改善センター費は、蒲野、沖浦、油田、白木の各農村環境改善センターの管理経費で1,188万4,000円の計上でございます。

150ページからの2項林業費、1目林業総務費では林業総務一般経費において、遊歩道の整備や伐採等を行う自然公園施設の環境整備業務を計上しております。

151ページ、有害鳥獣捕獲事業におきましては、タヌキ、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲するための委託料1,253万円、有害鳥獣パトロール隊関連経費等を計上し、総額2,074万2,000円となっております。

152ページ、2目林業施設費、林道施設一般経費は、既設林道の維持補修に関する経費についての計上となっております。

153ページからは3項水産業費でございます。

1目水産業総務費、水産総務一般経費は、県内海東部栽培漁業協会や県漁港漁場協会への負担金が主なものとなっております。

154ページ、2目水産業振興費、水産振興対策事業は、7,824万5,000円の計上でございますが、155ページ、ナルトビエイ等の有害生物駆除事業委託料109万1,000円の計上のほか、負担金補助及び交付金では漁業経営構造改善事業補助金に安下庄地区の生け簀新設工事への補助金等を計上、また漁業の担い手支援事業補助金1,340万6,000円は、カキ畜養等のための海産工場建設に関する補助金として新規に計上しております。

単県農山漁村整備事業（水産振興）141万3,000円の計上は、たこ産卵施設の設置を行うもの。156ページ、種苗放流育成事業は1,053万6,000円を計上し種苗放流に係る種苗購入経費等を漁協へ補助金交付するものでございます。

漁具倉庫管理経費は、漁具倉庫の維持管理経費54万1,000円を計上しており、157ページ、漁場清掃事業は漁業活動中に海底や海浜から収集したごみの運搬処理を行う経費として

133万5,000円の計上、魚礁設置事業は下田地区及び安下庄地区を予定しております。

3目漁港管理費は1億9,547万4,000円を計上し、町内各漁港施設の維持管理を行うものでございます。

158ページ、漁港施設の補修・改良のための工事請負費につきましては、再編交付金による陸こう整備工事2,000万円、機能保全計画に基づく改修工事費を含む1億8,240万円を計上しております。

4目海岸保全事業費は、人件費も含め8,464万円を計上し、和田地区の離岸堤等の新設・改良を実施するものでございます。また、海岸堤防等老朽化対策事業として、海岸保全施設長寿命化計画の策定に取り組んでおり、159ページに油田、前島漁港分の委託料として940万円を計上しております。

160ページからは、6款商工費でございます。

1項商工費、1目商工総務費、商工総務一般経費では、161ページ、柳井圏域1市4町が共同して相談窓口を設置する広域消費生活センター負担金等を計上しております。2目商工業振興費、商工振興事業は、周防大島町商工会への商工振興事業補助金995万5,000円が主なものでございます。

162ページ、交通対策事業は、主に163ページ、負担金補助及び交付金の生活交通路線維持負担金4,429万8,000円の計上、廃止バス路線代替運行事業は643万円の計上ですが、奥畑線に係る生活バス路線対策補助金の計上が主なものでございます。

離島交通対策経費は、笠佐航路の運航経費で538万6,000円を計上し、164ページ、ウインドパーク管理運営経費は、576万7,000円を計上しウインドパークの管理運営を行うものでございます。

165ページの竜崎温泉管理運営経費は2,332万円の計上でございますが、指定管理料1,353万円が主なものとなっております。

166ページ、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は1,986万円の計上でございます。指定管理料1,730万円を計上しております。

167ページの中小企業従業員住宅管理経費は、維持管理経費として110万6,000円を計上、陸奥記念館等管理運営経費においては169ページに、主にクラゲの展示を充実させるための備品購入費を計上いたしております。

また、総合交流ターミナル管理運営経費においては、170ページにおいて道の駅サザンセトとうわレストラン等改修工事や備品購入費、白木公有地を整備し、遊具等を設置する経費を新規に計上。サンスポーツランド片添等管理運営経費では、老朽化しております逗子青少年旅行村の管理棟解体経費を新規に計上でございます。

3目観光費のうち、観光一般経費は4,701万6,000円の計上でございます。

171ページ、広告料において周防大島の魅力を発信する広島送客誘発型広報事業を。

172ページ、負担金補助及び交付金では、観光振興事業補助金やサザンセット・ロングライド負担金を引き続き計上しておりますが、1年を通じて観光を呼び込むための山と星空のブランディング事業補助金を新規計上しております。

体験交流型観光推進事業は467万5,000円の予算計上でございますが、体験型修学旅行の誘致など体験交流型観光を推進するもので、令和2年度は、今現在25校3,500名の受入れを予定しております。

173ページ、公園等管理経費につきましては、ビー玉海岸や屋代ダム公園等の管理経費のほか、町が県から指定管理者として指定されております片添ヶ浜海浜公園について一般社団法人東和ふるさとセンターへ再委託する委託料等を計上しております。

また、五条千本桜の雑木を伐採し整備を行う経費や飯ノ山展望台改修に関する工事請負費を計上いたしております。

175ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、維持管理経費として1,692万5,000円の計上となっておりますが、星野工房さくらの機器更新経費を新規に計上しております。

176ページ、周防大島地域活性化事業は、前年度に積み立てました災害対策寄附金として、皆さんからいただきました温かい御支援8,300万円につきまして取り崩しを行い、一人3,000円分の地域振興券の発行を行うものでございます。

また、ゆめはな開花プロジェクト推進事業は、県や山口県振興協会の補助を受けて実施する事業で、農林課所管の少人数によるツアーイベント、商工観光課所管の瀬戸内アルプス縦走ウォーキングイベントの実施準備に関する経費を計上いたしております。

次は、7款土木費でございます。

178ページ、1項土木管理費、1目土木総務費の土木総務一般経費は、関係する各種団体への負担金の計上が主なものでございます。

続きまして、179ページの2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費につきましては、町道維持管理に係る道路等管理委託料、測量設計委託料、工事請負費、工事原材料費等のほか、道路拡幅のための土地購入費や物件補償費を計上しております。

なお、180ページの工事請負費は、5,000万円を計上し、住民生活に密着した生活道等の整備にあたるものでございます。

また街灯管理事業では、電気料のほか、街灯の補修や新設の経費も併せて計上しております。

181ページ、2目道路新設改良費の道路新設改良事業におきましては、道路新設改良のための委託料、工事請負費、公有財産購入費及び補償、補てん及び賠償金等2億6,907万

2,000円の計上でございます。

継続事業であります町道中村流線道路改良事業の計上、橋りょうにおいては赤石橋の改築工事、新規に町道真宮線道路改修に係る土地購入費や補償費を計上しております。

県事業負担金（道路等）は、道路改良に係る負担金として50万円を計上。182ページ3項河川費では、1目河川管理費、河川施設管理経費に383万3,000円を計上いたしておりますが、水門、陸こうの管理経費が主なものでございます。

2目河川建設費の河川整備事業は6,809万6,000円の計上で、河川の改修や浚渫、支障木伐採等の工事請負費が主なものでございますが、新規に三蒲地区の渡川排水ポンプの設置工事費を計上しております。

また県事業負担金（河川）では、自然災害防止事業、急傾斜地崩壊対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業の県事業負担金として2,380万円を計上しております。

183ページ、4項港湾費のうち、1目港湾管理費は、各港湾の樋門ポンプの管理委託料が主なもので973万8,000円の計上。2目港湾建設費、県事業負担金（港湾）は、港整備交付金事業等の県事業負担金として1億86万4,000円を計上しておりますが、港整備交付金事業負担金のうち緊急時に大型船が伊保田港に接岸できるよう接岸設備整備に係る事業負担金を新規に計上いたしております。

184ページ、5項都市計画費、1目都市計画総務費は、都市計画に関する受託事務経費として29万円を計上しております。

次に、6項住宅費でございます。

185ページ、1目住宅管理費、公営住宅一般管理経費は、公営住宅の維持管理のための経費の計上で2,709万9,000円を計上。

186ページ、若者定住促進住宅一般管理経費は、小松開作地区に建設された住宅の維持管理経費35万6,000円の計上となっております。

続きまして、8款消防費でございます。

187ページ、1項消防費、1目常備消防経費は、柳井地区広域消防組合への負担金3億2,087万4,000円の計上でございます。

2目非常備消防費は1億932万2,000円の計上でございますが、188ページ、非常備消防経費は、備品購入費に各地区へ配備するため消防可搬ポンプ5台分を新規に計上いたしております。

189ページの3目消防施設費は55万円の計上でございますが、消防施設の修繕経費が主なものとなっております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 4目災害対策費のうち災害対策費は1,005万3,000円の計上
でございます。

190ページ、木造住宅の耐震診断の委託料160万1,000円や、自主防災組織の充実を
図るため、自主防災組織等防災訓練補助金96万円、耐震改修の補助金200万円及び自主防災
組織防災資機材整備補助金160万円を計上しております。防災センター運営費は、県からの指
定管理を受け、大島防災センターの管理運営を行うものであり2,348万9,000円を計上し
ております。

192ページからは、9款教育費でございます。

1項教育総務費2目事務局費のうち、194ページ教育総務経費において2,430万
8,000円を計上しております。

195ページ、負担金補助及び交付金の語学留学負担金は、高校生の語学留学を実施し、参加
者の支援を行うものですが、令和2年度からハワイのカウアイ島へ留学先を変更することとして
おります。

196ページ、教職員住宅管理経費では、平野教職員住宅のトイレ洋式化に係る改修経費を計
上しております。

学校教育経費においては7,481万円の予算計上でございますが、生活指導等が必要な児童
生徒に支援を行うため、町内14校に22名を配置する特別支援教育支援員や不登校児童生徒を
受け入れ、登校に向けた支援を行うため、適応指導教室支援員の報酬を計上しております。

また、197ページ報償費において、地域連携担当教員の業務を補助する地域連携アシスタ
ント及び専門的な指導や大会の引率等を行う、部活動指導員の配置に関する経費を引き続き計上し
ております。

198ページ、学校統合推進経費は、統合中学校の校章のデザインや開閉会式の経費、既存校
舎の改修経費8,693万1,000円を計上、199ページ、検定支援事業は町内に住所を有す
る小学5年生から中学3年生を対象に、基礎的、基本的な学習内容の定着や学ぶ意欲や向上心を
育てるため、漢字、数学、英語の検定試験料を各年1回全額助成するものでございます。

また、外国青年英語指導事業は、主にALT2名による英語指導事業に係る経費の計上ござ
いりますが、小学生のイングリッシュデイキャンプや小学校への英語講師派遣を実施することとし

て、講師への報償費を、また小学校が学校教育の中で英語教育に取り組むグローバル教育推進事業補助金について計上するものでございます。

次に200ページ、2項小学校費でございます。1目学校管理費の小学校管理事務局経費は、町内10小学校の光熱水費、電話料等の通信運搬費、学校警備等の委託料、借地料などの計上でございますが、201ページ、工事請負費において浮島小学校、安下庄小学校の空調改修経費及び三蒲小学校ほか4小学校のトイレ洋式化に関する経費を計上しているところでございます。

次に、小学校事務局経費は、学校医報酬、各種検診等で653万円の計上でございます。スクールバス管理運営経費は、スクールバスの管理運営をするための経費7,254万円の計上でございますが、202ページ、備品購入費にてスクールバス2台分を新規に計上しております。

また、久賀小学校経費から209ページの安下庄小学校経費までは、10小学校の管理費について計上しております。

210ページ、2目教育振興費、小学校教育振興一般経費では、小学校の就学援助費等の計上、久賀小学校教育振興経費から、215ページの安下庄小学校教育振興経費は、各小学校の教材備品購入等に係る経費の計上でございます。

なお、各学校への災害対策寄附金を積み立てた財政調整基金を活用した図書購入経費15万円を新規計上いたしております。

216ページ、3項は中学校費でございます。1目学校管理費、中学校管理事務局経費は2,329万8,000円を計上しており、主に光熱水費、借地料等の管理経費でございます。

中学校事務局経費は、学校医の報酬、各種検診、遠距離通学補助が主なものとなっており、217ページの久賀中学校経費から220ページの安下庄中学校経費までは、4中学校の管理費の計上でございます。

2目教育振興費、中学校教育振興一般経費は1,038万円の計上となっております。県体等派遣補助金、中高一貫教育補助金、就学援助費等の計上でございます。久賀中学校教育振興経費から222ページの安下庄中学校教育振興経費までは各中学校の教育振興経費で、教材備品購入経費等を計上しております。

次に、223ページ、4項社会教育費でございます。1目社会教育総務費、社会教育振興経費では、社会教育課及び各公民館の会計年度任用職員の報酬695万3,000円、スポーツ・文化等の全国大会への参加者を激励するための報償費50万円の計上でございます。

224ページの青少年健全育成事業では、学校・家庭・地域の連携協力推進を行う学校支援地域本部事業委託料や成人式の開催経費、子ども会育成連絡協議会補助金、町内小学校の6年生を対象に実施する洋上セミナーの補助金などを計上しております。

225ページの人権教育推進事業では、人権教育を幅広く推進することを目的に実施する、町

人権教育推進大会、人権教育講座の実施や人権教育推進委員会の開催に108万3,000円を計上いたしております。

226ページのふるさと文化推進事業では、文化的な活動により、地域の活性化を図る事業を公募選定し活動支援する、周防大島町文化振興事業補助金を計上しております。

227ページからの2目公民館費は、久賀、棕野、大島、東和、橘、日良居の各公民館及びかんころ楽園の管理運営経費を計上し、生涯学習の推進を図るものでございますが、229ページの棕野公民館運営経費については、棕野公民館の下水道接続に関する工事請負費126万2,000円を新規に計上しております。

また、230ページ、東和公民館運営経費に東和公民館の解体に関する経費として、委託料及び工事請負費に6,182万8,000円を計上いたしております。

232ページ、3目図書館費では、各図書館の運営経費、図書購入費を計上しております。

235ページ、4目文化財保護費は文化財保護活動に係る経費111万6,000円の計上でございます。

236ページ、5目社会教育施設費は大島文化センターのほか、町内の各種社会教育施設の管理運営経費として6,429万1,000円の計上でございますが、239ページの学習等共用施設管理経費には、棕野北地区の学習会館の下水道接続に関する工事請負費147万2,000円を新規に計上しております。

また、240ページからの宮本常一記念館管理運営経費では、宮本常一没後40周年を記念し、「宮本常一選書 世間師たち」と題した本の出版を計画しております。

次に、242ページからは、5項保健体育費でございます。

243ページ、1目保健体育総務費、保健体育一般経費では、スポーツ推進委員報酬等のほか、東京2020オリンピック・パラリンピック山口県聖火リレー実行委員会負担金を計上しております。

また、244ページ、教育委員会主催行事事業費は、前年度まで郡体育協会補助金及び観光振興事業補助金として予算計上しておりました補助金を、町から直接支出することとしたものでございます。

245ページ、2目体育施設管理費は、各種体育施設の管理運営経費の計上でございます。

248ページ、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、指定管理料1,714万2,000円の計上のほか、維持管理に必要な経費を計上しております。

249ページ、3目学校給食費は、町内4カ所の学校給食センターの管理運営経費1億2,230万円5,000円の計上でございますが、町内4カ所の学校給食センターにつきましては、全て外部委託による調理、配送業務を行っているところでございます。なお、各学校給食セ

ンターへ災害対策寄附金を積み立てた財政調整基金を活用した非常食購入経費を新規に計上いたしております。

254ページの10款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費に2万円の計上、2項公共土木施設災害復旧費も2万円計上いたしております。

11款公債費では、町債の償還元金17億4,580万円及び255ページ、利子1億1,222万3,000円に一時借入金利子として10万円を見込み、合わせて18億5,812万3,000円の計上でございます。対前年度比2,866万5,000円の減額となっております。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金では、説明欄にありますとおり、国民健康保険事業特別会計から256ページの下水道事業特別会計まで、各特別会計への繰出金として34億2,572万4,000円を計上しております。

なお、令和2年度から下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計3会計が、企業会計として下水道事業特別会計に移行されることから、移行年度に発生する未払金及び損益勘定留保資金への計上分の影響等により、大幅な増額となっております。

また、予備費では3,000万円を計上しております。

257ページからは給与費明細書であります。

266ページは、地方債に関する調書、267ページからは、債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算について、補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑につきましては、歳入歳出と歳出を分け、それぞれ一括質疑で行います。なお、質疑につきましては、ページの御指示をお願いをいたします。歳入について質疑はございませんか。

砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） こっちの予算案の概要のほうの3ページが一番質問の中身に近いかと思いますが、地方交付税についてですが、昨年からといいますか、今年度から2020年度は一本化算定になると、これまでの合併による算定替えがゼロになって、地方交付税が大きく減らされるのではないかという予測をしていましたが、ふたを開けてみると、逆に1億円増えていると、総額で、これは地財計画そのものがもう枠は増えたので、当然、地方に分配される地方交付税は増えるということになりますし、新たに町長のきのうの施政方針の中の地域社会再生事業費、国費でいえば4,200億円が増えたということもあつたりして、結果として地方交付税の総額は増えるということになりました。これについては、もちろん一本化算定もこの中に入っている、影響額は入っているというふうに思いますが、全体としていろんな国の政策の中もそう

いう影響もあって、結果的にこういうふうに、予算ベースではありますが1億円増えたということについては、今年度の予算執行で町長はさかんに積極、果敢に事業を見直しを行っていくということもおっしゃっていました。新たな事業も展開をされるということも表明されましたが、今年度の地方交付税がこういう結果になったということについて、町長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

それから、もちろんまだ今から人口が、ことし人口調査がされるということで、その影響が今から出てくるということも勘案しなければいけないと思いますが、その辺の町長としてのこの地方交付税の2020年度にあたっての1億円増えたということについて、どういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの地方交付税の積算根拠ということではないかと思いますが、詳しく地方交付税の令和2年度74億6,000万円、そしてその中には6億1,000万円の特別交付税も入っておりますが、その普通交付税のほうの話ですが、普通交付税が、合併算定替えが終わって、一本化算定になるのが今年度から、全額がということで、そこには当然ながら、減額要因があります。

そして今、お話がありましたように、今年度から地域社会再生事業費というような新しくカウントできる地方交付税の積算の根拠が4,200億円全国で計上されました。これに対して、周防大島町にどのぐらい影響があるのかとか、そのことは後ほど財政課長のほうから細かく金額的に、また申し上げたいと思いますが。

今、御指摘がありました一本化算定になったときの影響額と、もう一つは、今お話がありました、ことしが国勢調査の年なので、ことしの国勢調査になると、当然ながら5年前の国勢調査とことしの国勢調査で、大きくまた人口が減ってくるということは当然のことです。

そして、その影響というようなお話だったと思うんですが、実ははじめの1点目、合併算定替えであったものが、今回で元年で終わって、令和2年からゼロになるということは事実なんです。実はこれはもう5年前からこの段階は起こっておりまして、ずっと算定替えがあつて、一本化算定にぽこつとこういうふうになるわけじゃなくて、段階的にこうなっているわけで、最後の10%が今回なくなったということですので、その影響額については、これまでの影響額と最後の年の影響額というのは、後ほど財政課長のほうから数字で示していきたいと思えます。

ですから、確かに一本算定にはなるんですが、最後の1年間の平成30年と令和元年との差、済みません、令和元年度と令和2年度の差ですから、その額がそんなに全体でがさつと落ちるといふもんじゃなくて、もう既にずっと落ちてきている最後の年だということなので、その数字と、

もう一つ国勢調査の件ですが、国勢調査は令和2年度の10月1日なんですが、そうしますとその概数が出るのが、令和3年度になると思うんです。そうしますと、その影響が出るのは、ことしの国勢調査の影響が出るのは、令和3年以降4年くらいになると思うんですが、そこは、それもじゃあ今の国勢調査の影響ちゅうのはどこにあるかということ、実は平成27年の国勢調査の数字が今ずっと使われておるんですが、実は平成27年の国勢調査というのは、平成22年と27年のこの差ですよ、22年の人口と27年の人口これだけ下がっているわけですから、22年から27年、急激に落ちてきた数字を使われると、それはもうたまったもんじゃない、一遍に落ちるちゅうことになりますから、ですからそれは、今度は27年から使う数字は、その段階的にずっと使ってくるわけですね。やっぱり5年間ですから20%ずつ落ちるといようなイメージで人口減らしてくると。

ですから、平成22年の国勢調査の数字をずっと使っちゃって、平成27年の国勢調査が出ましたから、ここの間を5年間分を一遍にばさっと今度は27年から落ちてこられたら、それはたまらなくて、この5年間分をまた20%少しずつカウントしていくという形なんで、影響は1年、単年度で一遍に出るわけじゃなくて、5年間かけて段階的に落ちてくるという形になっております。ですから、その国勢調査の人口減少の影響分というのも当然出ておりますので、それは数字の上で示していきたいと思えます。

ということと、今回は地域社会再生事業費枠というのができましたが、これは人口が急激に減少しているということで、その影響が大きいとこには、この交付税を手厚くしていこうというプラス要因のことでございますので、それを合わせ差し引きすると、約1億円ぐらいのプラス要因になるのではないかと試算をいたしておるところでございます。

そして、今回は地域社会再生事業費枠ができたものですから、一応、その1億円のプラスの影響があるという形をしておりますが、これから先も段階的にずっと、当然ながら地方交付税はどんどん下がってくるわけございまして、ピークから考えたらもう相当10億円近く下がっておるわけです。そういうことを考えますと、この地方交付税はこれからも人口減少が影響する部分だけを考えると、ずっと下がってくるということなんで、冒頭でも昨日も申し上げましたが、歳入に見合った歳出を考えなければならないということで、ことしも残念ながら基金を取り崩して、どういいますか、収支を合わせておるとい部分がありますが、本来でいえば、経常的な歳入で経常的な支出は完全に賄わなければならない、経常的だけではないんですが、歳入でもって歳出を賄うという形にしなければならない。

要するに、最後予算を組むときに、基金を取り崩してというんであれば、家庭でいえば定期預金を崩してはことしの予算を組むというようなことは、ずっと永続的な財政運営ではないということでもありますので、何とか、まず先に、まず第一は、この基金を取り崩さなくても済むような、

その財政の予算を立てなければならないというふうに思っておるわけでございます。

ついでじゃないんですが、きのう別の議員さんから、当初予算で、もっと経常的な修繕費等も組んでおって、学校等の修繕なんかはきちんとやるべきじゃないのかという、補正予算をずっと見てみたら、倍以上になっているじゃないかというような御指摘がございました。まさに、道路の維持管理費もそうですし、総合支所の各地域の修繕なんかもそうなんです、実は学校の、この修繕とかもたくさん要望が出ております。出ておりますが、全てをその当初予算で組めない財政状況にあるということでもありますので、本来であれば、満足のいく維持管理費、そして修繕料も組んでおくべきではあるんですが、そういうことですから、例えば次の補正段階で、9月なんです、9月の補正段階で交付税が確定したとき、若干辛めに見積もっておりますから、その交付税が上乘せになったときに、そのような修繕費やなんかを載していくというような考え方をしておるわけでございますので、本当は私たちも当初予算に必要なものであるということは、修繕費やなんかの予算要望はたくさん出ておりますんで、そしてまた道路の維持管理費もたくさん出ております。ですから、本来は組んでおきたいというふうに思うんですが、そうすると基金を取り崩して貯金を取り崩しては組む、その額はもっと大きくなるということになりますので、なかなか袖は振れないという状況にもあるわけでございます。

そのような状況でございまして、やっぱり財政をきちんと運営していくということが、一番の前提になっておるわけですから、そのようなことも若干御不満もあるというふうに思いますが、実は、要望を出す町のそれぞれの担当の部署のほうからも、もっとちゃんときちんと組んじよってほしいというのは当然あります。しかしながら、その財源からすると、なかなか難しい。

それとそれから先に段階的にも補正をかけていくと、その補正かけていくのも結果的に、また基金を取り崩して補正を受けるんじゃない意味がないんですが、9月の場合は先ほど言いましたような交付税が確定すれば、そこに財源が出るというような思惑があって、そのようなことをやっております。

そして、今年度も新たな予算にも、新たな事業にも取り組んでおりますが、できるだけその歳入に見合った歳出を組むというのを一番の原則にいたしております。

しかしながら、当然ながら地域づくりやるわけですから、やらなければならないわけですから、その中ではどうしても取捨選択をするということになって、以前、合併当時にこのような言葉を申し上げたような記憶があるんですが、あれもこれもから、あれかこれかに変えていかなくてはならないというようなことを申し上げましたが、また今そういう時代になっておるのではないかというふうに思っております。

何にいたしましても、やっぱり一番のもとである財政を健全的に運営していくということで、それがないとほかのいい事業展開もできないだろうと思います。それじゃあどうすべきかという

なれば、まさにその町税を中心とした一般財源を拡充する、それに尽きるというふうに思いますが、残念ながら、この地方交付税に頼っておるような財政運営だということは、非常にいびつな予算であるというふうにも思います。

そして、本来のこの周防大島町の標準財政規模から見て、この予算規模は相当大きなものになっておるといことも考えられます。やっぱり標準財政規模に合わせんにゃいけんとは思いますが、その標準財政規模というのは、やっぱりこの周防大島町のその標準的な財政を幾らかということを示している数字だと思しますので、できればそれと比較してみると、相当大きな差が出ておるといこともあります。

ですから、事業の取捨選択をしなければならないということではありますが、その中でも、ぜひともこの周防大島町が前向きに取り組んでいける、そういう予算を目指してやってきたというのが、今年の予算ではないかと思えます。

合併してから丸15年を過ぎたところでございますので、本来でいえば、ここで合併の効果が大きく出とって、むしろその財源はきちんと収支がある、歳入に見合う歳出が組めるというような状況になっておるべきだと思いますが、やはり行政需要というものはどんどん膨らんできておりました、なかなか人口が減少しておるんだから、予算規模も少なくてもいいじゃないかということもあると思いますが、なかなかそこがきちんと収支がとれていないというのが、ちょっと残念なんです、そうした中でも周防大島町の前向きな発展につながるような、そういう予算組みをさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富財政課長。

○財政課長（重富 孝雄君） それでは、砂田議員さんの質問にお答えいたします。

まず、地方財政計画では、今年度普通交付税、地方交付税は2.5%の増額となっております。私どものほうで試算をいたしましたところ、地方財政計画上の増額が2億円、それから合併算定替えによる減額、これが約8,000万円、それから、あとは去年平成30年度に交付税でもらえなかったものの錯誤額これが約1億円で、あとは例年決算見込みで予算よりもかなり増額になりますので、その部分を1億円見まして、総額で1億円の増というふうにしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 歳入はもう1回だけで、もう終えますが、財政課長からは、今の答弁と同じことをきのう説明を受けて、また聞くんかいと思われたかもわかりませんが、今、答弁された以外には、一本化算定の影響額が8,000万円あるということも伺っていますが、私はここで大事なのは、今、町長がおっしゃったように、合併して15年たって、地方交付税関係

としては、もう終わっていくということで、合併の特例債はまだ残ることになりましたが、周防大島町の半分以上占めている歳入のところでの影響というのは、もう合併の影響はなくなって、合併する前にあめとむちという議論があつて、そういう意味でいえば、あめの部分が終わって、これからむちの部分になると、歳入に関しては。だから、私たちはこのむちが地方自治の財政にとって非常にきつくなるんじゃないか、大変な財政になるんじゃないかということで、この合併には異論を唱えてきました。その財政状況が今から始まるということについては、非常に懸念を持っています。

だけど一方では、地方自治の財政というのは、そもそも憲法に基づいて、どんな自主財源が少ないようなまちでも公平にいろんなまちの町長さんやら村長さん、市長さんが自由に施策ができるように、その財源が足りないところは国が補填しますよと、ざっくりいうとこういう趣旨で地方自治体、地方自治の本旨というものができて、地方交付税もその憲法に基づいてつくられた、そこを生かすのであれば、人口が減ったから、どんどん地方交付税が下がっていくというのは、これはやっぱりこの趣旨に反するんじゃないかというふうに私は思うんです。人口が減れば、基準財政需要額も減るし、収入額も減ると、結局両方なんですから、そのための手当ては国がやっていくということが、本来の地方交付税法あるいは憲法の趣旨に沿うものだというふうに私は収入の面ではそういうふうには思うんですが、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに今、おっしゃられたことに尽きると思いますが、ひとつそれじゃあ合併から15年たって、優遇的な合併算定替えの交付税計算と一本算定が終わったら、まさにこういうことがあるんじゃないかということ想定されておったということですが、当然ながら、それに見合うような、昨日の新町建設計画の中にあつた財政シミュレーションを、そのように当然ながらつくって、それに合わせていくというのは、あのときの財政計画だったというふうに思うんです。ですから、若干それとはずっておりますが、そういう意味で15年前の合併したときには、15年後には合併の算定替えが全て終わってしまいます。そのときにちゃんと健全に運営できる財政を持っておこうというのが、あの計画だったわけですが、当然ながら、その算定替えで膨らんでおる新しいまちづくりのために交付税を若干水増ししてくれておるという分については、それはもう織り込み済みで、当然そういう計画を立ったと思います。

それじゃあ、これからすればどんどん厳しくなるんじゃないかということになると思うんですが、ひとつこういうこともあるわけです。そういう優遇的な交付税をいただいたわけです。それは交付税があつたのはなぜかということ、4町合併して新しいまちづくりをするためには、当然新しい財政需要が必要でしょうということでやっていただきました。

ただ、それもありますし、もう一つ合併後ではあるんですが、平成22年、23年、24年、3年間ぐらいだと思いますが、ちょうど民主党政権の時代がございました。ものすごく経済が落ちこんでおったというときに、経済対策としてから単独事業、ひいていえば、人件費にまでつけるという交付金を出すというようなこともありまして、すごく私たちは助かったと、財政上は助かったと思いました。そしてそれで、単独事業だったものですから、それまでずっと課題として単独予算つけてやらなければならないような事業を相当たくさん、その単独の交付金でやらせていただきました。

そういうこともあったんで、当然ながら、合併の算定替えのまちづくりに使わなければならない交付税が、そういう形で交付金で賄えたということも、一つ大きな要素なんです。そのことを結果的に財政調整基金に積み立ててきたということなんです。ですから、財政調整基金に積み立てたお金ちゅうのは、まさに黒字じゃないと積み立てられないということです。

ですから、合併当初の、昨日申し上げましたが6億円、7億円弱ですね、7億円弱というのは、それは4町足してからですか、4町の財政調整基金を足して6億9,800幾らだったかな、ぐらいの、だって本当にもう貯金はないよという状況から、今現在約60億円弱、57億円から、ことは崩したら55億円になりますが、そのような財政調整基金を積み立てておるということは、まさにその今まで合併算定替えの、合併したところは優遇的に交付税を出しますよとってきたことを、それは国が言うのは、新しい、まちづくりに使って新しいまちをつくってくださいよということのために合併算定替えを、またもう一つ新しい行政需要が出るでしょということだったんですが、それにもかかわらず、こうやってから財政調整基金がためられたというのは、それは先ほど言いましたように、民主党政権のときのいろんな交付金もあったと、そういう要素もありますが、一番にはやっぱり交付税の上乗せがあったということ、全部を歳出に使うんじゃないんで、やっぱり基金にため込んだというようなこともあるわけでございます。

ですから、これから先のことなんです。もう一つの御質問でありました、人口は減るからといってから交付税を落とすだけじゃないよというのは、それは国が責任を持って交付税をちゃんと確保せないけんよというような、これは全国の町村会、市長会でも、とにかく地方財政計画の中で、一般財源総額をきちんと確保してくださいということは、ずっと要望、言い続けておるわけでございますが、そうは言いましても、やっぱり基準財政需要額のはじく一番のものは、やっぱり人口ですから、それはそういうふうになって人口減少すると、当然ながら基準財政需要額が落ちる、さらに言えば地方交付税も落ちるということになります。

それを急激に人口が減少している地域には、もう少し、その生の数字を使うんじゃないんで、少しプラスする分をつくろうというのが、今回の地域社会再生事業費枠だというふうに私たち思っているんですが、それもあって、今回1億円の増額の予算を組んでおるわけですが、地域社会再

生事業というのは、今年度からはじめて、今年度というか、令和2年度からはじめての計算方法ですから、もうちょっと様子を見たいと思いますが。

いずれにしましても、地方交付税は下がるほうの要素のほうが当然強いということは、やっぱり人口が減少すると地方交付税、行政需要が縮小するというのは、まさにそのとおりなんです、ですから、どうしても地方交付税が下がってくるという要素はあります。

そうしますと、人口が下がっていないから行政需要が下がる、下がるっちゃうのは国が言う行政需要ですよ、基準財政需要額が下がるっちゃうことなんです、実際にじゃあ周防大島町で2万人が例えば1万6,000人になったら、じゃあ何がどんだけ下がるんですかということになると思うんです。じゃあその道路は、ほんなら維持管理はしなくてもいいんですか、人口少なくなってからという話にはならないと思うんです。

ですから、人口が急激に下がる地域においては、今回のこの地域社会再生事業費枠ができたというのは、やっぱり国もそこまではやっちゃあまりにも下がり過ぎるということを考え始めておることだろうというふうに思いますし、これは県も市町村もみんなきちんとした財政需要に耐えられる財源を確保してほしいということは、ずっと言い続けておるわけですから、それに対して国のほうも考えていただいていたんではないかと思っております。

いずれにいたしましても、地方交付税にほとんど頼っておるという、このいびつな歳入構造というのを、どこもですが、改善する方法をもっともっと積極的に考えなければならぬと思います、私もこの仕事を何十年と続けておりますが、歳入を増やす方法をもっとどういうんですかね、長年やってきた中で見つけられたらよかったなと思いますが、いずれにしても本当に町税がこのような状況であれば、やはり地方交付税に頼るしかないのかなと思っておりますが、もっともっと努力をしなければならぬという気持ちであります、国がようやく急激的な人口減少のこの地方交付税の見直し色づけをしてくれ始めたということについては、非常にありがたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと私モチベーションがすごい下がっておりまして、最初に確認をしておきたいんですが、きのうの議会が終わってから、何件か電話とかメールをいただきまして、新町建設計画に関するパブリックコメントというのが町が出されていると思うんです。これに、出されたのか出されていないのかわかりませんが、こういう町民の方に、新町建設計画について意見を求めるということをしておきながら、きのうの町長の御答弁は、何かその新人職員の裏話みたいな話で、ちょっと感心しないというか納得いかんかったんですけど、私も反論する機会がもうありませんでしたので、ちょっとこの場で、そのことについてはもう少しやっぱり、町長も施政方針で言われておりますのは、最初になられたときから言われておりますけれど

も、まじめに、誠実に、謙虚に、まだほかにもありましたね、地道にですか、やられるということなんで、やっぱりどういう議案であろうと議案としてこの議会に出されている以上、やっぱりもう少し真摯にまじめに取り組んで答弁していただきたいと思いますが、この予算、今からちょっと質疑をしようかどうか迷っておるんですが、この予算について、まじめに質問をしてよろしいのかどうか、私も事前通告で質疑を出しておりますんで、この資料、膨大な資料、議案をいただいて、一晩でできるだけ早く執行部の方に質疑を出さなきゃいけないと思って、一晩で徹夜して全部目を通して質問をまとめているんで、中はあまり見んでええよというんであれば、もうちょっと質問する気も失せるんですが、その辺町長の御見解をお聞かせいただければ、今後の質疑に左右しますんでよろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 非常に大枠で抽象的なお話でございますのであれですが、私が町長になったときから12年経つわけですが、ずっと申し上げているのは、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そしてそれをもって確実に事業を進めていく、行政を進めていくということに尽きるというふうに思っていますが、きのうも施政方針の中でも申し上げましたが、そういうことを基本にして、至誠と調和の行政を進めていくということを申し上げておるわけでございます。

ですから、個々の予算にそれがどういうふうになっておるかということにつきましては、若干、そうは言ってもそうじゃないところもあるじゃないかというような御指摘も当然あると思いますし、昨日の新町建設計画の議案の答弁でも、荒っぽいというようなことが言われれば、それは反省すべきことであろうというふうに思いますが、昨日の新町建設計画のときも、それは荒っぽい答弁であったことは反省しなければならないと思いますが、15年前に策定された新町建設計画が15年経過して、そしてさらにそれをまた5年間延長するわけですから、ちょっと焼き直したとか、何かその一部を変更したということでは、本当は難しい、それは現実的ではないというふうに私も思います。しかしながら、新町建設計画の新しい5年間延長した計画を出さなければ、継続的にこの新町の合併特例債が発行できないということになります。既に15年間で総額120億余りの合併特例債枠を全部使い切っておれば、発行し尽くしておれば、これはまだ新しく発行する余裕はないんですが、私たちは約70億円ぐらいの発行しかやっておりません。その70億円のうち10億円はこの合併特例債を使った基金、地域振興基金を10億円つくっておるわけですから、実際には事業には60億円を使っておるわけです。ですから、本来的には120億円との差であります50億円ぐらいは、まだ発行可能な数字が残っておるということですから、これは100%の充当率で70%の交付税算入があるわけですから、有効に活用していきたい。

ただ、冒頭でずっと考えたんですが、これが120億円あるから全部使い切らんやいけんよ

というようなことは当然してはならない。なぜなら、その30%は自前の財源で償還しなければならないということですからということはずっと考えておったわけですが、やはりここに来て、さらにまだ50億円の枠はあるということになりますと、やっぱりこれはすごく有効な財源になるということからして、これはぜひとも活用するために延長が認められたのであれば、新町建設計画の焼き直しというんですか、期間延長をさせていただきたいと。本来でいえばそこだけやるべきではなくて、全体的に本当に見直さなければならないと思いますが、そういうことが皆さん方、今、大変御不満なところもあるのではないかとこのように思いながら出した議案でありますので、趣旨は十分御理解いただけたのではないかと思いますので、ぜひとも御勘弁をというんですか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、予算のほう、内容のほうの1ページに全体的な話なんですけど、方針というんですか、歳出抑制と予算規模のスリム化を目標ということがありますけど、今回、今年度、新年度はマイナス3.4%減ということなんですけど、具体的な指標というんですか、この目標をどこに置いているのか、具体的な指標があれば、それをお聞かせください。

それと、幸せに暮らせるまちづくりというのが、これずっと続いているんですけど、もちろんここは変えられないと思ひますけど、この幸せに暮らせるまちづくりのビジョンというんですか、どういうものを町のイメージというんですか、ここの下に書いてある各施策のイメージというんですか、目標ではなくて、政策的なこの島をどういうふうな町にして、町民の皆さんが幸せになれると考えているのか、その辺のイメージ的なものを何かお持ちであれば、それを端的にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ずっと、幸せに暮らしていけるようなまちづくりの実現をしていこうというつもりで、幸せに暮らせるまちづくりということをずっと言い続けてきたわけですが、大変厳しい財政状況のもとで、厳しい財政状況と言ってはちょっとおかしいんですが、一時的にはちょっとある程度余裕のある時期も当然ありました。それが財政調整基金の積み上げにつながっているんだろうと思ひますが、厳しい財政状況のもとで実現できる幸せな暮らしとは、どのようなイメージというふうに思っているのかというふうな御質問であったと思ひますが、やはり私がずっと考えるのは、やっぱり財政の健全化というのは一番に置かなければならないというふうに思っております。財政の健全化を図って、そして3つの柱であります定住対策とか防災とか安全の対策、そして町民の皆さん方の健康づくりという、これは重点目標でずっと言っておるんですが、この重点政策などの施策を、これに取り組むということが一番だと思ひます。

そして、今おっしゃられましたけど、安心して子供を生み育てられる町というふうなことの、そ

れをずっとまちづくりの5本の柱をお出ししていると思いますが、この5本の柱の達成度、これを高めることで幸せなまちづくりにつながるもんだと、そしてそれを高めることで実現できる、そういうものが幸せに暮らせるまちというふうなイメージをしているわけでございます。

歳出抑制と予算規模のスリム化というのを一番はじめに書いておりますが、それを目標にするんだというふうには思います。具体的な指標というふうなお話がありました。これは、やっぱり本町の標準財政規模90億円ぐらいですか、90億円弱ぐらいですか、やっぱりこの本町の標準財政規模というのと、もう一つは税収とか地方交付税との一般財源に見合う歳出予算といったものが、一番大きな指標とすれば、具体的な指標とすれば、それになるというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 標準財政規模90億円ぐらいということなんで、まだまだ先が長いかなと、現実との乖離は大きいかなと思うんですが、これを一遍にはもちろん無理な話ですけど、今から徐々に目標に近づけていく、例えば標準財政規模の90億円に近づけていく、そのスケジュールというんですか、どれくらいの規模でこれを達成しようと考えておられるのか。

それとこの今の概要の中に、今、定住対策、防災安全、健康づくりという3つの柱は変わっていないと受けとめておるんですが、この概要、予算編成方針からは、30年度から昨年の予算からか、ちょっと一部省かれているとか、記載が消えているということになっているんですが、その辺、なぜ消えているのかというのと、もちろんいろんな方面に対応していくことも必要不可欠なことだろうと思うんですが、やっぱり先ほど砂田議員の答弁でも、あれもこれもからあれかこれかになったんだということを答弁がありましたけど、やっぱりあれかこれかから、これからはやっぱり何をするかということを主眼にしてやっていかないと、その厳しい財政状況の中であるからこそ、町長は360度、全方位に気配りできるすごい能力があると思うんですが、やっぱりそれでは限界があると、限られた予算の中でまちづくりの成果を出そうとすると、やっぱりどこか特化した、一芸に秀でたというんですか、そういったまちづくり、政策が必要だろうと思うんですが、そういったことを予算を通して、町民の方へのメッセージとして出していくということも、これからは必要ではないかなと思いますが、その辺について御見解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の御質問でございまして、あれもこれもというのは、それは要するに町民の皆さん方からの御要望とか、またはこういうまちづくりがしてほしいという御要望ちょうのは、まさにあれもこれもだということになると思います。あれもこれもというのが実現できるのが、一番町民の皆さんの満足度が高まることではあると思うんです。しかしながら、やっぱりあれもこれもということは、なかなか厳しい財政状況の中ではなかなか難しくなっておると

いうことは事実でございます、あれかこれかという言葉じゃあそうなんですが、やっぱり今御質問のあった、重点的にというお話でございました。まさに幸せに暮らせるまちづくりの実現というのは、安心して子供を生み育てられる町ですね、それと働く意欲の湧き出る町、自然と環境にやさし町、晩年を豊かで安心して過ごせる町、次世代に素敵な未来が続く町というくくりの中に見てみますと、ほとんどの行政事業というのは入っていると思うんです。これを全部実現するといったら、結果的に幸せに暮らせる町になるんだろうと思うんですが、それは無理じゃないかと、それだったら、もっと何かに重点的にやったほうがいいのではないかと御質問だと思いますが、それをじゃあ今度は重点目標としてやるということになりますと、3つの柱ということになるんですが、その3つの柱というのは、今度は、3つの柱の一番には財政の健全化を図りというふうなことを枕言葉において、そして定住対策、防災対策、健康づくりとっておるわけですよ。

ですから、そこまで定住対策と防災安全対策と健康づくりというのと、あれもこれもじゃない、あれかこれかの3つに絞ってきておるといふふうに思うんですが、その3つの前に財政健全化を図りというのをいつも言っておると思うんですが、ですから、何が一番大事かといったら、やっぱり財政が一番大事だと、町とすれば。

では、町の財政がすごく良くなったときに、町民の懐ぐあいが本当に良くなるんかというようなことは当然あると思うんですが、そうじゃない、そこが先だということで、次にはやっぱり重点的には、今、議員申し上げました定住対策を一番の重要な柱にしなくてはならないというのは、やっぱりこれだけ人口が急激に減少してくると、どうしてもこれを一番にしなければならない、そして、防災安全対策というのは、御存知のように、今これだけ自然災害や自然災害だけじゃなくて、いろいろな安全対策がおびやかされておるといふ時代に、この防災安全対策をということと、やっぱり高齢化しておる周防大島町の中での住民の皆様方の健康を守るということになると思います。

そうすると、これからもれておるのは本当にたくさんあるわけでございます、それをやらないちゅうわけじゃないんですが、重点的にはその3つに絞ってということですが、くどいようですが、やっぱりそれをやるためには、財政をきちんとしなければならないというような思いであります。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） もう一つ田中議員さんの御質問でございました、スリム化を図っていくその目標、最終的なところというのはどういうことなのかということでもございましたけれども、私どもが町長のほうから指示をいただいておりますところで、それを今回の予算編成の編成に入る前、作業に入る前に予算編成方針を町長から訓示の形で職員等に発するわけでございます

が、その中では、令和2年から令和7年度までを、集中財政取り組み期間という形にさせていただきまして、予算総額を120億円、一般財源は合併時の一般財源に対して30%を削減というところで、これを目指していきたいということを、予算編成方針の中では町長のほうから訓示として伝えられたところであります。

○議長（荒川 政義君） ほかに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

続きまして、歳出の質疑を行いたいと思います。質疑は全款一括で行います。歳出について質疑はございませんか。

砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 質問内容は単純明快なんですけど、なかなか答弁は難しいよとさっき言われたことを質問するんですけど、きのうの町長の施政方針の中で、一般財源にシーリングを設けるといふふうにおっしゃいました。つまりこれは要するにマイナスのシーリングというそういう意味でしょうけれども、まず伺うのは何%のシーリングを考えているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんの何%のシーリングをということでございます。先ほども言いますが、予算編成方針、町長の訓示の中で申し上げましたのは、一般財源で5%のカットということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 5%というのは、かなりの金額になるように思いますが、私の所轄の委員会以外のところ——つまり総務と文教ですが——以外で、産業なんかでこの予算で、どういふところを削減をしたのか、つまり削減をするということになると、私の想像では、国庫負担金あるいは国庫補助がついているような補助事業を5%だけ削減するちゅうのは、なかなか大変なことだと思うんですが、結局、町費単独のものがその対象になっていく場合が多いように思うんですが、この町費単独というのは、言いかえれば一番小回りのきくところ、小さなところといいますかそういうところ、あるいは町民にとっては一番身近なところ、3割補助のあの制度だとか、各支所に配られている予算だとか、そういうところが想像としてあらわれるんですが、例えば農林、漁業、それから環境、生活のところとかで、このシーリング指示を受けて検討した予算項目というのがありましたら、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 各課に言わせる。

○議員（4番 砂田 雅一君） 各課は大変じゃろうけ。

○議長（荒川 政義君） まとめて、椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 予算要求の方針を出しております。それを先に職員の皆さんに説明会を開いて、そしてことしの令和2年度の予算要求はこういう方針でいってくださいよというのを当然申し上げておまして、予算の編成方針というのを示しております。その中で、一般財源ベースで5%のシーリングをかけるというのをよくやる手法なんですけど、例えば今おっしゃられた、じゃあ国庫補助金とか国の交付金がついておる事業については5%落とすというのは、非常に困難ではないかというようなことをございます。確かに、これは国の予算要求をするのは、毎年、前年の6月に、例えば令和2年度であれば令和元年の6月には予算要求、実施要求を国にしますので、ですからそのときにやっておるものを途端に今度の予算で落とすということなんかはできないということなんです。

それともう一つは、大体の国の補助、交付金がついておる事業というのは、まず大体2分の1ほど国の補助または交付金がついている。残りの2分の1、50%の幾らか、例えば50%のうちの残りの90%または80%には、いろいろ起債がつけられますよと、その起債も有利な起債がつけられるか、またはその交付税算入の少ないものをつけられるかということになりますとその差はありますが、そうしますとさらに残ったものが一般財源ということになると、そこに5%かけるちゅうのは、ものすごい薄いわけです、額的には小さいものになるわけですよ。ですから、そういう形で、それも積み上げていけば大きなもんなんですけど、そういう形のもの国に予算要求しておるものは、途端にカットしますと、要求を取り下げますということも、なかなか難しいということですから、今、砂田議員さんおっしゃられたような単独事業になるんじゃないかということになります。それはまさにそのとおりだと思います。

じゃがもう一つ、こういうケースもあるわけですよ。国の交付金も実は単独の事業に使えないという交付金もあるわけです。というのは何かといたら、米軍再編交付金なんかはまさにそのとおりなんですけど、これは補助事業と組み合わせて使えないんで、要するに町の単独事業に使えるということなんです。

例えば、樋門、陸こうの整備をこれでやっておるんですけど、こうしますと樋門、陸こうをやるのと、別のたくさん事業ありますが、その事業とどれを取り込むのかということになります。ですから、今、おっしゃられたような、例えば維持管理費的なものになるわけですね。その樋門、陸こうを差し板から鉄扉に変えるという。こういうことをそういうとこでやっていくということで、町の単独費を抑えられるということも当然出てきます。

ただ、米軍再編交付金が潤沢にあるわけじゃなくて、これも令和3年で終わるわけですから、今もう段階的に少なくなってきました。ですが、そのようなことに、町の単独事業を国の交付金に振りかえられるのが一番いい形ではあるんですけど、なかなかそういう交付金がたくさんあるわけじゃなくて、ですから、そうしますとやっぱり、勢いどこに一般財源がたくさんいって

るかといったら、町の単独というのになります。

ですから、さっきとも申しましたが、例えば教育委員会が学校たくさんあるわけですから、その学校の維持、管理、修繕と、維持管理は、光熱水費は当然なけりゃなんののですが、例えば修繕がちょっと待てないかというようなどころに出てくるということは、非常にそりやまずいじゃないかという御指摘があると思います。ですから、それが6月の補正になったり9月の補正になったり、または今回もたくさん3月の末になって補正を出しております。このときは、財源がどこにあったかという、他のところでたくさん最終補正でどんどん予算落としますから、その財源を持ってから、単独をやっていくというようなこともあると思います。ですから、そのような形ではあるんですが、あと、それぞれに要求する段階でここへ落とせないかということは、各課にみんなそれぞれの部署にあると思います。ただ、どうしてもさっきから話題になっておるような単独の維持管理費というようなものになる。

反対に言えば、今度は国の予算が伴うものであっても、事前にその要求する段階を落としていくということにもなると思います。ただ、落とすのは果たしていいことかどうか。落としたら町民の皆さん方というか、要求に応えられないという分野は当然出てくるわけですが、非常に難しいと思いますが、5%のシーリングというのをなかなかやってみると5%かと思いますが、相当厳しいものはあると思っております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） シーリングの話でございますけれども、当初予算を編成する編成方針の説明会において5%のシーリングをという、それを各課をお願いをいたしました。その中で、実際にそのときにシーリングをかける際に、各課ごとに目標の一般財源の目標数値は示しております。

全体の話をしてしますと4億5,000万円の一般財源のカットというところで、それを各課の前年度の事業の一般財源に按分かけながら、5%のカットをお願いいたしました。

結果といたしましては、ほとんど変わっていないです。令和元年度も令和2年度も、一般財源の数字で言えば、ほぼ変わっていないというのが実情でございます。であります、特殊な要因というものもございます。実際に一般財源として落ちていたにも関わらず、例えば今回の8,000万円以上の基金を取り崩してクーポン券を発行するとかいう事業を特別にやるわけですから、そうなるそこも一般財源となってきます。そういう事情で、今ほぼ一般財源ベースで考えれば、前年度と変わらないにしても、内容からしたら、ある程度シーリングがかかっているんだろうというふうに思っています。

ただ、申し訳ございません、部ごとの実績としてお示しする資料は持ち合わせていませんので、ただ当初に割り振りましたシーリングですか、シーリングといいますか一般財源の目標値、数値

については、ちょっと資料をまたつくってお渡しできたらいいかなと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私の関心はただ一つ、町長がちょっと答弁でも言いましたが、一律にシーリングということになると住民サービスにかかわるもの、ひるがえって町の持ち出しが下がったことで住民負担が増えるものというのが、当然出てくる可能性が高いわけです、単独事業ということになると。そういうものがあるのかなのか、あればどれぐらいあるのか、そこが町民の暮らしに、どうそのシーリングが反映するのか、その分析といえますか数字あるいは事業、そういうものを教えていただきたいんですが。

例えば、産業建設課長の部門、農業の予算の部門などで、課内あるいは部内で検討した、そういう私が今質問した観点からの検討というのはあるんでしょうか、またはないんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 答える、大丈夫、簡単に。林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 砂田議員さんのおっしゃること、わかるんですが、ちょっと数字的には持ち合わせたものがございません。ただ、課内での検討というのは、やっぱり住民要望というのが一般財源に使うのは一番多いものですから、先ほど町長申したとおり、やっぱり緊急性あるいは優先的なものというのを考慮して実施しております。全体予算規模としては、やっぱりやる事業によって変わってきますので、一概にここが落ちたからとかいうのはいえないとかがございます。

○議長（荒川 政義君） まとめの答弁、椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済みません。個別にどの分野がここは5%、こことここでやっています、この分野はこことここでやっていますというのは、ちょっと時間をかけていないと、なかなかちょっと、今の予算要求にのっておるだけじゃあ当然ないわけですね。例えば、この事業を一括してから、どう言いますかね、スクラップ・アンド・ビルドとよく言いますが、要するに、この事業とこの事業をやめて、こっちで新しいものを一つつくって、それでトータルでは5%カットになりましたねとかいうような方法もあると思います。ですから、単純に、例えば、道路維持管理費を1,000万円だったのが5%カットで950万円になりましたという話ではないと思っております。ですから、今、砂田議員さんの御質問のところを、全ての側からこことここだというのは、ちょっと時間をかけて分析させていただかないと、この場ではなかなか御答弁ができないというふうに思いますが。

それはまた、この予算を実際に執行するという段階になりましたら、なるまでにちゃんと、どこが本当に実際に一般財源として削減されておるのかということは、また分析をしてみたらまたお示しをしたいと思っております。そのことは、職員の皆さんは皆、住民の直接的な影響にできるだけないようなところをやる、単純に、パチパチとやっしまえば数字5%だということを掛けたと

いうわけじゃあございません。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後0時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般会計予算の歳出の質疑を行いたいと思います。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 当初予算の概要の中で18ページ、大島大橋の貨物船衝突事故に対する寄附金活用事業の、周防大島町地域活性化事業5,114万2,000円、この下の文言に、将来の商工業の活性化を図るために地域振興券を3,000円ずつとありますよね。

いつじゃったか、もうちょっと忘れてしまうたんじゃけど、一般質問でしたと思います。そういう寄付金があったら、一番苦勞しとるのは、確かに商工業者も橋が通れなくなって苦勞したけど、やっぱり水を運びに行ったお年寄りとかじゃないんかねと言ったと思うんです。それで、全住民一律となって、特に我々やら町長が住んどるところは、水道は関係なかったいね、断水は。どうもこれ釈然とせんよね。（笑声）いやいや僕ら、ほんま耐え難いんよ、大したことなかったから。そりゃ通るところだけは、道があれして、どうのとちょっといりこを運んだくらいのもんで、ちょっと嫌じゃったんじゃが、一律というのは何か難しいから一律にしたのか、ちょっと御答弁をお願いしたいんですけど、町長。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済いません、私とも簡易水道でありましたんで、水は出ましたから。

それはそれとして、多額の御寄附をいただいております。8,000万円以上の寄附をいただいております、その寄附の活用方法とすれば、どこかに重点的にということも当然、これなんかも公有地の道の駅周辺の子ども遊具やら何かちゅうのは、これは重点的な話なんです、一応ベースになる町民皆さんが御苦勞されたんで、それぞれの皆さんに3,000円のクーポン券をお配りしようというふうにしております。これは、商工業者の活性化を図るためと言いますが、それは使われるほうは町内の商工業者の皆さん方のところで使うわけですが、実際使うほう側は町民、全ての1万6,000人の町民が2分の1の額、例えば3,000円ほどクーポン券で出せば、6,000円ほどの消費が起こるということですから、6,000円の物が3,000円で買えるということですから、町民の皆さん方には全てメリットがあるというふうに思っております。

昨日もクーポン券の話が出まして、たくさんの減額補正がありました、これとは全然、率が違いまして、あれは自分が2万円負担したとしたら、5,000円のプラスがついてくるという

やつだったんです。今回は3,000円を自分が利用すれば、さらにもう3,000円の物が買えるということですから、2分の1補助なんです。ですから、そのことは前回やったときも90%近い方が全て消費をいただいておりますんで、使うほうからすれば町民の全部の皆さん方は、ほとんどの皆さん方が活用していただいておりますということで、そして、それを今度は使う相手方というのはどこで使うかという、町内の商工業者の方々に登録をいただいておりますので、両方にメリットが出るというふうに思っております。

特に、お年寄りが御苦労されたというお話でございましたが、当然ながらそのお年寄りにもお配りするということですので、また商工業者が特にお年寄りとは思いませんが、お年寄りの商工業者が仮におったら、お年寄りの商工業者にもメリットがあるということでもありますんで、御理解をいただきたいと思います。

そして、道の駅サザンセットとうわの隣接する遊具が非常に古くなって老朽化しておるんで、その整備をして、外からたくさん訪れていただくことによって、また町内が活性化するということですから、その遊具の整備をしようと、さらには学校の関係、給食、非常用備蓄経費や、また図書の購入品にもあてていこうということで、非常にたくさんの多額な御寄附をいただきました。それを早く還元しなければならぬと思っておりましたが、今回こういうふうな形で還元をさせていただきたいと思うんで、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） わかりました。

あともう1点、やっぱり同じ資料の中の29ページの、若者定住促進住宅事業、前回第1期分の、僕は聞いたんかどうかわからんのじゃけど、忘れたんかもしれんのじゃけど、もう住んでますよね、4人。どれぐらいの競争率であったのかということと、どちらの方が越して来られたんか、住民の方も、もともとこっちにおられた方も住んどるのかを、ちょっとお答え願えたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 平野議員さんからの御質問でございます、若者定住促進住宅の入居というか応募状況と入居のことでございますが、4棟の募集に対しまして32件応募がございました。現在4棟とも入居をしておられます。町内、町外のことについては、申し訳ございません、今、手元に資料を用意しておりませんので、正確な数字は覚えていないんですが、町外の方もいらっしゃったと記憶しております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 今回が第2期分ということで、町長、3期分もあるんよね、今度3期分があったら浮島にもひとつよろしく願いいたします。（笑声）以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この若者定住促進住宅については、実は今年度完成して、今年度募集をかけて、今ちょうど入居したばかりのところなんです。この住宅については、既にもう2年ぐらい前から、場所の選定からいろいろ議会のほうとも協議をさせていただきました。そして、私が申し上げておいた大島大橋に5分間で行けるような場所をまず選定したいと、そしてまた小学校、中学校が近くにあることというようなこと、または生活に利便性の高い、いろいろな商店等が近くにあることということで、3カ所だったか4カ所だったかを議会のほうからも議論をいただいたと思います。そして、そういう中で、今、建てました開作のあの地区が一番いいだろうということになりまして、そうは言いますが、その土地が実際買えるものかどうかわからなかったんですが、おかげさまで順調に土地の提供もいただきましたし、造成費は若干かかった、土地があんまり土地の下の底地の入れ替えとかもやりましたんで、ちょっと経費がかかったんですが、でも無事に完成して昨年の秋ごろ募集をかけました。私が聞いておるところでは、4件に対して30何人の方が申し込みをされた、そのうち4割は町外の方であったということで、その30何人が全部この大島に住んでくれたら非常にうれしいことじゃがと思ったんですが、今回はモデル的にまず4戸ということに思っておいたので、これを実現もしできれば、非常に有利な定住対策につながると、実効性のあることになるというふうに思いました。そして、それによって今回入られた4人の中は、1人が町外だったというふうに聞いております。あとは3人は町内だったと思いますが、これからあともう2期目と3期目とやって、トータルで12戸ほど建てるスペースが今ありますんで、そのように考えておるわけですが、じゃあ橋から5分のところだけでええのかということもありましたんで、旧東和庁舎の跡地に5戸ほどの造成をして、その地域で元気ががんがん働いてやって勤めておられる方、または働いておる方のために、自分で今度はこちらは家を建てていただくことが条件ですが、格安に土地を提供しようということで、これも5区画をもう既に募集をかけました。そしたら、今のところ3区画には既に契約が済んで家が建ちつつあるところもありますし、そういうことですから、そういう若者を子育て世代を定住させるということについては、まさにやっぱり住宅は非常に有効な手段であるというふうに思いました。ただ、財源が結構かかるということはネックなんです。ただ、定住対策を第一に掲げておるわけですから、ぜひともやっていきたいと思っております。

今、浮島の話でございました、浮島も先般も、ワンテーマディスカッションのときに、平野さんも御一緒でしたから、たくさん浮島の若い定住者から、町長ぜひとも借家が見つからなくて困っていると、そして、本来、家があればお借りしたい、町になれば町にぜひともつくってもらいたいと言うから、私たちはその場では空き家を町が10年間借り上げて、それを町が改修して貸し出すという制度もありますから、そういうのを探してくださいと言ったんですが、そういう

のはもう既にみんな入っておるか、お借りしておるという状態で、あと残っておるのは空き家があるとしたら、将来帰ってくるから貸せないという方ばかりだというふうにお聞きをいたしました。それで、そのときのお話ですが、今ニューフィッシャーという形で、何人も浮島の漁師さんを親方としてから、そこでから自立していこうというような取り組みを、広島から来ておる方もおりますし、神奈川県、埼玉県じゃったかな、から来ておる方もおられるというようなことありまして、非常にその要望がワンテーマディスカッションの全てのテーマでございました。

ということで、今からは、実際に本当にどのぐらいの方々から住宅の要望があるのかというようなことを、きちんと調査しなければならないとは思いますが、そういうきちんと職もあって、なおかつ住宅が必要だというような方には、離島でもありますし、また考えていかなければならないんじゃないかということは、問題意識は持っておるところでございまして、今から本当に人口の構成とか、またはどういう方々が本当に今、住宅を欲しがっている、その方が例えば自分で建てたいと言っておるか、住宅を借りたいと言っておるかというようなことも、きちんと今から調べて調査していきたいと思っております。

教育委員会が持っておった教職員住宅を2戸ほど、今、教育委員会のほうから町長部局のほうに所管替えしまして、それを改修して単身者用の住宅に提供しておりますが、2つとも埋まっておるという状況でございます。しかしながら、残念ながらそれは楽ノ江という学校の近くにあるわけですから、浮島にとっては、やっぱり樽見か江ノ浦にということになるんでしょう。ですから、それはそれとして、単身者住宅も今2つありますが、それでもまだこの間のお話では最低でも家族住宅が2つと単身者住宅がぜひとも2つ建ててほしいというような、具体的な話までございましたんで、今からゆっくり調査していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。（発言する者あり）ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと何点かお尋ねをいたします。

予算概要のほうの17ページ、定住促進対策事業507万2,000円、これまでの事業の効果というのをデータで、移住者ということになるんかと思いますが、これまでのこれだけ移住があつて、今現在どれだけあるかということをおあわせて御答弁ください。

それから、18ページ大島大橋の貨物船衝突事故の寄附金活用事業と、先ほども平野議員から質問がありましたが、これについて先般、町の即時抗告で棄却されて、特別抗告はしないと行政報告でもありましたけど、要するに、この町からの債権額が2億6,000万円弱、町民の方が申し立てている債権額がやっぱり2億8,000万円ぐらいと、大体同じぐらいの金額があるんですが、これで、町としてこの制限債権24億5,000万円で、もう受け入れるという表明でもあると思っております。全額賠償を求めて即時抗告をされて、全額賠償を目指していたんですけど、それを町としては諦めるということであれば、町民の方への賠償という意味で、今のままでいけ

ば町の債権2億6,000万円と町民の方の債権2億8,000万円、これがいずれも半分ぐらいにカットされる、制限債権の段階でカットされるということになりますので、町としては制限債権を全額取るということは、もう諦めるということ、その責任を鑑みて、やっぱり町民の方の損害が少しでも上回るように、今、大体同じ額で単順に考えてもらっておけばいいんですが、申し立て額の町も50%になる、町民の方の申し立ても50%になるというのを、できるだけ町民の方の50%が上回るように、少しでも上がるように、何らかの手だてが必要なんじゃないかなと思いますけど、そういうことへ、この寄附金というのは充てられるべきではないのかなと、もちろんクーポン券もいいんでしょうけど、さっき2分の1というのがありましたから、私は10分の10かと思ったんですけど、6,000円の商品券ということで、3,000円は町からのこのクーポンが使えるということで、6,000円出さなきゃいけないと、そうでなくて例えば商品券3,000円分使えるのを5,000円にするとか、3,000円を10分の10にして5,000円使えと、単純な配付方法になりますけど、そういうことをして、ほかの例えば今の道の駅の横の公園の遊具とか、非常食の備蓄とかこういったことは通常の予算で手当てをするべきものだろうと思うんです。だから、それに寄附金を充てるのではなくて、この寄附金はそういった大島大橋の事故を受けての町民の損害、町民の方のやるせない気持ちを、少しでも和らげられるような、そういう手当てに使うべきではないかなと思いますけど、町の所見を御答弁ください。

それから予算書のほうで、定住促進協議会の横領事件を踏まえてということだろうと思うんですけど、内部団体の補助金を今回公会計に移すということで、定住促進協議会の予算をはじめ、幾つかの予算がそういう補助金から公会計へ移されていると思うんですが、その件数と実際の補助金の、元補助金だった金額、それをちょっと御説明ください。

それと、予算書のほうの51ページに、総合計画基礎調査業務902万円というのがありますけど、これはどういう調査に、今2,000人の方を対象にアンケート調査というのをされているようなんですが、この新年度の予算で、どういった調査をされるのか、その辺を付則説明してください。

それともう1点最後に、241ページに、ホームページサーバ管理業務35万7,000円というのがありますが、これはどういった経費なのか、簡単で結構ですので御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） クーポン券のことについて、説明させていただきます。クーポン券3,000円というのは、まず500円券が6枚つづりです。この券につきましては、また基準日等を設けまして各家庭に郵送しようというふうに思っております。その500円券を使う

ためには、1,000円分の商品を購入してもらおう。前回やったのと同じです。ちょっともう一つのクーポンとは若干意味合いが違いますので、使ってはじめて500円が使えるという券になるというふうに御理解してください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それではまず第1点、定住促進対策事業のこれまでの事業の効果はということでございますが、定住者の受け入れ態勢を構築しまして、町内の定住を促進するために官民が連携協力して定住に関する情報の提供と、定住対策班窓口に移住・定住希望者の周防大島町での暮らしの実現になるように、ファイナンシャルプランナーを置きまして、相談に応じたサポートを行っているところでございます。

利用されていない空き家と移住希望者等のマッチングを図りながら、空き家の有効活用と定住促進する空き家バンクの運用によりまして、町内への定住希望者を対象とした空き家情報の収集と空き家バンクの登録に取り組むことで、永住相談や町内への移住先にもつながっていくというふうに思っております。

その結果としまして、これはさっきの昨年の9月ですか、30年度の決算認定の中で成果報告でも出ささせていただきましたけれども、平成24年から30年までの間に移住者数は289人、移住世帯は74件あったものというふうに承知するところでございます。その後、追跡調査をしておりませんので、現状はどうかということにつきましては、済いませんが数字が分からない状況でございます。

次に、特別抗告を断念することについて、これで全額保証をさせる道が途絶えると、町として何らかのことをしなきゃならんのではないかと御質問でございます。議員さん御承知のとおり、特別抗告を断念するということは、確かに住民も含め、全額保証の道が閉ざされることにはなりますけれども、御承知のように、即時抗告と特別抗告と争うところが異なりまして、弁護士等にも相談した上で断念の判断をしたところでございます。

住民の方々に対しましては、各方面からいただいた寄附金を今回の当初予算にもありますが、それを財源に地域振興券を発行いたしまして、住民の皆さんに還元するとともに、事業者の支援をあわせてできたらということで、今回予算として出ささせていただいております。

また、これ以外にもということでございますが、これにつきましては、まだ特別抗告の行わないという判断をしたのもつい最近でございますけれども、今後何らかの対策は考えていきたいというふうに思っております。

それと3番目、職員の不幸事を受けて、内部の団体の補助金の削減件数と削減額ということでございますけれども、これにつきましては、4つの団体5事業を対象に1,564万1,000円の組み替えをさせていただいております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんからの御質問でございます。

まず、総合計画のアンケート調査につきましては、本年度事業として実施をしておるところでございます。

それから予算書51ページの総合計画基礎調査支援業務につきましては、内容といたしましては、現状把握、基本構想の立案、パブリックコメント、計画調整、会議運営支援、計画書印刷等を予定しておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 宮本常一記念館管理経費のホームページサーバ管理業務についてでございますが、こちらにつきましては、宮本常一記念館のホームページサーバを維持管理するための経費でございまして、同記念館の事業について広く周知するためのサイト及び宮本常一事業の事績、著作、写真資料等を紹介するサイトの2つがでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、定住対策事業のほうなんですけど、やっぱりそういう追跡調査はしていかなとイケんのじゃないかと思うんですけど、それと、これはちょっと会計年度任用職員のほうの話とかぶさるんですけど、会計年度任用職員の募集で、定住対策協議会が残るのかどうか分かりませんが、そういった業務について、一定の資格要件を設けていると。その辺の、なぜそういう資格要件が必要なのかどうか、それと現状がどうなっているのか、データのものが分からなければ、議論のしようもないんですけど、189人の移住者があるということは、それなりの一定の成果があるんでしょう。今後、予算のつけ方として507万円というのは、最重要課題と言いながら、政策と言いながら、ちょっと1桁違うんじゃないかなと思うんですけど、もっと予算を投入してやらにゃイケんのじゃないかなと思うんですけど、この定住対策をどういう進め方をしていこうとするのか、それもあわせて御説明をいただけたらと思います。

それから大島大橋の件は、御答弁がなかったんですけど、公園の遊具とかの整備は通常予算でやるべきじゃないですかと、その分を今回この寄附金全額をこのクーポンに充てるとか、別に2分の1でもなくてもいいと思うその理由は、全額賠償を求めて町はやっていくんだと、町民の方に説明しているわけですから、宣言しているわけですから、それを難しいからという判断で特別抗告をしないというのは、ちょっと町民の方に対する責任の取り方として不十分じゃないかなと思いますし、そうであれば、どうしてももう諦めるというのであれば、やっぱりその代替措置とってはあれですけど、もうこれ以上は取れませんか50%に落ちますというのを町民の方に、それでも町はその50%が60%になるように補填というんですか、手当をしますと。町も被害

者だというのはわかるんですけど、ただ町も被害者、町民の方も被害者、だけどそこはやっぱり町としてワンクッションおけるような施策が同じようにこの理不尽な思いを共有するというんですか、同じ思いを町民の方にさせるんじゃないくて、やっぱり町がワンクッション置いて、少しでも町民の方の理不尽な思い、苦勞された思いを救ってあげられるようなそういう施策を1%でもええから、わずかでもいいから、同じ処遇を受けるんじゃないくて少しでも町民の方が救われるように、気持ちの面だけでも救われるように手当をするような方策が必要なんじゃないかと思うんですけど、それであれば、ここでこの寄附金を使って公園遊具とか、そういう通常予算でやるべきことをこれで充てるべきじゃないんじゃないかなということでも申し上げたんで、その辺でもう一度御答弁をお願いいたします。

それから内部団体の補助金の件は、ほかにもこういった補助金はたくさんあると思いますけど、それを今後どうしていくのか、その辺の方針を御説明ください。

それから総合計画の分は、内容というよりは、どういう取り組み方をしていくのか、総合計画を策定するに当たって、これ委託料になっていますから、902万円を使ってどこかに委託するんですよね。今お聞きした範囲のことを、そういう業務を委託することがどうこうというよりも、やっぱりその総合計画、新庁建設計画と同じような位置づけだということだったらちょっと議論にはならないのですが、総合計画はやっぱりまちの基本的な将来像を明確にする大事なものだと思うんです。それを機械的にというか、単に外部に委託して本をつくりゃええというもんじゃないくて、やっぱり作成する過程でいかに、もちろん町の内部の意見、議論も必要でしょうし、住民の方を交えた取り組みというのが不可欠であろうと、このまちの将来像を明確にする計画書ですから、それをちょっと心もとないと思うんですか、この委託料でほんと上がってきていると、で、こういうことをしますよというんじゃないくて、総合計画の策定について、どういうスタンスで取り組んでいくんか、どういうプロセスでつくり上げていくんか、その辺をもう少し踏み込んだ御答弁を期待したいところでありますが、その辺どういうふうに、どういうプロセスでどういう組織でどういう態勢でつくっていかしているのかその辺を御説明ください。

それと、宮本常一記念館のホームページサーバの維持管理の業務35万7,000円ということなんですが、ちょっと古い話をして申し訳ないんですが、この宮本常一記念館のホームページを、元データをつくり上げるときには、町に事務局がある、ある団体に委託をして、広大の協力も得て、膨大なデータを入れ込んで、それで今のホームページをつくり上げているというふうに思っていますが、そのとき、なぜ町が事務局を置く団体にあえて業務委託をするのかと言ったときに、その理由は非常に特殊な業務で専門性を有する団体はほかにはないと、この団体しかできんのじゃと、それほどまでに高い技術力を持っているその団体に、なぜここを選定せずに、あえて町外の業者に選定しているのでしょうか、その理由をちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず1点、定住促進の事業によっては、移住してきた方々が何人おるといのはわかるけども、追跡調査は必要じゃないかということでございます。確かにそれは必要だと思うんですけども、その方が入られてからは、町内の町民になられて住所を移しますから、住民になられるわけでございますので、調査というのとはできる限りでやってみたいとは思いますが、住民ということで、個人情報というのもございますので、可能な限りの調査で対応させていただきたいというふうに思っております。

それと、定住促進対策事業が、これぐらいの金額でやるのはどうなんだろうかということでございますが、町長もよく申し上げておりますけれども、定住に係る施策というのは、全て町が行う事業のあらゆるところにかかってくるというふうに常々町長が申し上げておりますけれども、まさにそのとおりでございます。確かに定住促進対策事業につきましてはこの予算でございますが、定住住宅の建設費であったり、あらゆる事業がございます。その中で、定住に向けた取り組みというのは個々それぞれありますので、そういったところで定住対策には取り組んでいるんだということで御理解をいただけたらと思います。

それと、即時抗告に係る住民の方への対応ということでございますけれども、寄附金をいただいたわけでございますが、寄附金にはいろんな目的といいますか、寄附をしていただいた方々にも、どういうことに使ってくれというようなことも中にはありました。ですから一つのことだけに全ての寄附金を使うというのではなくて、いろんなところでそれを活用できたらというのが一つございます。先ほども申し上げましたけれども、確かに住民の方々にこれだけではなくて、何らかの形で支援をするべきじゃないかという部分については、これからまた考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、まだ、ただ具体的にどういうことをやるのかということになると、ちょっとお答えできないところでございますが、何らかの形で今後対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、他の補助金、協議会のほうの不祥事による補助金については、今回4団体5事業というふうにさせていただきましたけれども、議員さん言われたように、他の補助金についても検討が必要じゃないかということでございます。そのとおりだと思っております。でありますので、他の補助金につきましては、また令和2年度においても検討を重ねていく予定にしております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 即時抗告を断念したということで、住民の皆さん方が制限債権の申し立てを行っておりますが、それが全額保証される道が今回のこれで途絶える、要するに制限がかかった損害賠償になるということになります。このことは当然申し立てを、オルデンドルフ社が責任制限の申し立てをしたから、それに対して私たちはすぐに即時抗告をやったわけですが、それ

は結果的に却下されたということで、それならその対抗手段として特別抗告などがあるということもお聞きしました。しかしながら、これは即時抗告をしないという決定をしたという理由は、なかなかいろいろ弁護士の先生からもお聞きしましたところ、通るものではないというようなことが多いということでしたので、それでは受け入れざるを得ないということで、特別抗告はしない決定をさせていただきました。そうしますと、債券は制限のかかったままで確定する可能性が強いということになります。

それで今おっしゃられたように、それに対して住民の皆さん方が出した損害賠償が制限がかかってしまうと、それに対して何らかの方法で町は考えられることはないのかという御質問だっと思いますが、それも当然、何かしら考えなければならぬという気持ちはございます。責任債権が確定するのがまだまだもっと先になるということでございますので、今ここで、その例えば約55%だと思いますが、届け出ておる債権の55%ぐらいにカットされるんじゃないかというふうに見ておりますが、それを少しでも60%の60%よりも戻すように、町が何らかのことを考えてはどうかということございまして、私も心情的にといいますか気持ちの上では、損害を届け出たのがカットされるというようなことは、非常に理不尽なことであるというふうに思いますし、そのことに対しては報道にも発表しましたが、非常に私としても町長としても憤りを感じておるわけでございます。しからばそれに対して何らかのことをしてはどうかということございまして、今ここで何々をしようということは、まだなかなか申し上げるまでのまとめがついておりませんが、しかしながら、何らかのことは考えなければならぬのではないかというふうに思っております。これは、今から2年ぐらいはかかるんじゃないかというふうな話もありますので、少し考えてみたいと思いますし、またこれは、周防大島町だけではなくて、県も水道企業団も、また他の町外の一般の事業者もたくさんあるわけでございますが、その中でも町民の個人の皆さん方、または町民の中の事業者、営業をやっておられる方のことについては、特別な思いがあるというふうなことは申し上げておきたいと思っておりますし、またそのことを、例えば県に頼んで何とかしてほしいと言っても、なかなかそれは難しいんじゃないかというふうに今思っておりますが、いずれにしても、何らかのことを考えていかなければならぬのかなという気持ちはございますので、それはまだ時間をいただきたいと思っております。

もう1点、私からも申し上げたいんですが、定住の予算が570万円、今まで補助金を出しておったものが、直に町の財務会計の中に戻ってくるということにしたんですが、予算が少ないんじゃないかというお話があった、大変ありがたいお話でございますが、今部長が申しあげましたように、あらゆるところに定住に結びつくような予算組みをしてくださいということは、各部課にも話を出しております。そのことから、一つには子育て施策を充実することによって定住につなげていこうということからして、子ども、中学生までの医療費の所得制限なしの無料化とか、

または今回始まった保育料の無料化とか、そういう子育て支援とか、または先ほどから話題になりました定住のための住宅とかいろいろなことがありまして、ここの今、定住促進対策事業の570万2,000円というのは、この定住者に定住していただけるような方にアピールして歩くこととか、そういうふうな事務局的な経費だというふうに思っていたかと思いますが、その中で先ほど答弁がありましたが、移住世帯数が74件と移住者数が189件の追跡調査をしておるのかということでございますが、きちんとした追跡調査というのは、何となしに個人情報のことであったりして、そういうことではなくて、移住者同士のネットワークというのは結構できておるわけございまして、この定住促進の協議会がありますが、そこの事務局と移住してきた方々とのネットワークとか、連絡調節が結構できておるんです。それで、そういう方々と密な連絡ができておりますので、移住イベントなどにこの移住してきた方々に出ていただいて、イベント等にも参加していただくというケースが大変多くあります。先般も移住クラブといって、知事さんを団長に、この大島文化センターで町内の移住者を集めて、たくさんの大きなイベントがありました。そのときも外に出店されちよる方は、移住者で、なおかつ物販をやられておる方に、役場の前の広場とか文化センターの前にずっと移住者で町内で起業しておる方に出店をしていただいたりとかですね、そのような、事務局とこの移住して来ていただいた方々とは、非常に密な連絡は取り合っておるわけございまして、いろいろなところでのイベント等にも参加いただいておりますから、あと、きちんとその追跡調査という言葉ではなくて、その移住者と事務局との、このネットワークはちゃんとできておるといことは、お知らせしておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。（発言する者あり）

承知しました。はい、藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 田中議員さんのほうから、ホームページサーバー管理業務についての再質問につきましてお答えをいたします。

当時、宮本常一資料保存研究協議会が行ったものは、宮本常一関係資料、写真、蔵書・文書、——文書については宮本常一の生原稿を整理をいたしましたものでございます。三つの資料それぞれのリストを作成し、写真はスキャニングしてデータ化をいたしました。あくまでも、ホームページ掲載用の資料づくりの一環で行ったものです。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 補足させていただきます。

データを作った後、それを管理するのは、また、少し別だと思っております。ですから、今回、上げさせていただいておりますのはホームページサーバーの管理業務ですから、作ったデータをいかに活用するか、データを作る専門性の高いところが管理の専門性が高いとは言い切れないと

ころがあるのではないかと理解しております。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんからの総合計画の策定のプロセスについての御質問にお答えいたします。

総合計画の策定にあたりましては、総合計画策定委員会において総合計画の原案を作成し、原案の作成につきましては策定プロジェクトチームにおいて、その分野で原案を作成してまいります。でき上がりました原案は、総合計画策定審議会のほうに諮ることになっております。

総合計画の策定のプロセスにおいて、住民の方々の参加の機会と、そこで得られた意見の集約を計画に反映してまいるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 最後ですが、定住対策事業の、いろんな政策があるというのは、もちろんわかってるんですが、これはなんていうんですかね、まちづくりのその方向性っていうんですか、ビジョンともかかわってくることなんでしょうけど、いろんな施策でやらなければいけない、取り組まなきゃいけないからこそ、やっぱり中心となるのが、この定住対策の大もとであろうと思うんですよ、単にそれを繋ぎ合わせるっていうんじゃなくて、いろんな施策を、まあ、町の方向性がどういう方向性を向いてるのか、ちょっと私にはわかりませんが、それを定住対策として一つの方向性に持っていくための、いろんな施策をマネジメントする、そういった機能をどこかが持たなきゃいけないんですけど、それはこの予算をつけるところがやらなきゃいけないはずなんですよ。で、そのためにこの資格要件っていうのもあえて、これ必要だからこの——先ほどちょっと御答弁ありませんでしたけど——資格要件が設けられてるんだらうと思うんですが、ちょっと、私はなぜこの資格要件なのかっていうのは理解できないんですけど、もし、御答弁ができりゃあ、御答弁いただきたいんですが、そういった大きなマネジメントをするためにはやっぱり権限も、そういったマンパワーっていうんですか、機能も必要だと思います。で、なおかつ、こういったその資格要件が必要だという組織であるならば、その資格を有する人を人材育成ということも、まあ将来に向けて取り組んでいかなきゃいけない、その辺のことがちょっと、よく見えないなど、まあ、PRとかいうのもあるんでしょうけど、それをずっとやっていって、果たして町が目指す方向に進めるのかどうか、その辺がちょっと理論的に理解できないんで、そういう意味で、私はもっと大きな予算が必要なんじゃないのかなということを上申したので、ちょっともう一度その辺の大きな話として、御答弁があればお願いしたいと思いますし、移住者のネットワークということも、できてるんですよと、ちょっとお話もありましたけど、まあ、確かにそうなんだろうけど、やっぱり、そこにネットワークができることはいいんですけど、それがやっぱり地域と融合してはじめて、もう周防大島町の住民なんですから、移住者っていうそのくく

りで縛るんじゃないかって地域との融合を図られるような、そういった取り組みも、こういう定住対策のセクションが進めて行かなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

それと、総合計画の、ちょっと今、御答弁ありましたけど、これまで通りの進め方というような印象を受けて、実に行政的になっていうんですかね、あまり期待できないっていうんですかね、やっぱり、もうこういう時代ですから、その総合計画を作るにしても今までの形式にとらわれない進め方で検討して、今までにはないような、町民の方にはっきり言って、簡単に言えば、町民の方が見て、「あっ、周防大島ってこういう方向性で進むのか」と、「これからまちづくりをしていくのか」と、というようなことがわかるような、町民の方に手に取ってもらえるような、そういった総合計画を目指すんじゃないかなと、そのためには、やっぱり今まで通りのプロジェクトチームを作るっていうのは中の話なんでしょうけど、そういうチームを作って総合計画策定審議会、まあそういった外部の方に入ってもらったという委員会をつくるんでしょうけど、そうじゃなくともう少し、本当に、まず計画書をそういった本当に役に立つっていうんですかね、町の将来像がきちっと理解してもらえるような計画書にするために、やっぱり簡単に言えば面白い、見て楽しいっていうんですかね、面白い、興味を持てるようなそういった計画書にすると。単にですね、そのいろんな施策を進めるために総合計画に入っていないとできないから入れこんでいくよと、その新町建設計画じゃないですけど、そういう裏話の話じゃなくて、やっぱり町のビジョンを明確に表しているような、そういった、「そのためにこういう施策が必要なんですよ」と、「じゃあ私はこういう立場でここへ加われるんだ」とか、まあ、当事者意識を持てるような、そういった町民の方を交えた真摯な議論ができるような、そういった総合計画を作っていくというプロセスっていうんですかね、それが求められている時代じゃないんかと思うんですが、先ほどの答弁じゃあまりにもこう、事務的な官僚的な答弁で、非常に心もとないなと思いましたんで、もし、——まあないでしょうけど——なんか御答弁があればお願いします。

それとホームページ、データを作ることはできてもホームページの管理は別よと、データを作るほうはかなり難しい作業だと思うんですけど、まあそれは詳しいことはわかりませんが、私が言いたいのは、その時の高い技術力を持った団体があって、そこにあえて、ほかの業者にはこういった今の外部委託をされるような業者はできませんと、この業者じゃないとこのデータを作ることはできないという、そういった高い技術力を持った団体があって、——今あるのかどうかわかりませんが——その時の中心メンバーの方が今、町の職員でいらっしゃるんですから、そこだけ高い技術力を持っている方がいるのであれば、業務委託を出さなくても、外部に出さなくても35万7,000円ぐらいの事務だったら、町の職員でできるんじゃないんですか、という意味で申し上げているんで、そういう観点からもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、第1点。済みません、答弁が漏れておりましたようで、会計年度任用職員の採用についての条件を付していると、これは定住・移住相談業務のことだと思います。これについては、そういう記述をさせていただいておりますので、定住・移住相談業務ということで……。これは、こういう条件をする場合には、業務を遂行する上で、知識を有することによって顧客に対し、信頼感や安心感を持っていただくことができるということで、そういう条件を付しております。

ファイナンシャルプランナーを、この定住・移住相談業務に従事していただくために、その条件に付してるのは何のためかということでございますが、移住は家族のライフプランに大きな影響を与えることから移住後の必要なる資金や移住の計画について、通常の移住に関する相談のみならずライフプランやマネープランに関するさまざまな相談に対して専門的な知見からアドバイスが可能となるということで、ファイナンシャルプランナーを資格ということを記述させていただいております。

現実に、御承知の通り今まで定住促進協議会のほうで相談業務等行ってまいりましたけれども、そういう対応をしていたのが、これまで対応していたのがファイナンシャルプランナーなんでもございます。で、これまでの実績を見ても、そのファイナンシャルプランナーという資格が功を奏しているといえますか、有効であったというような解釈をしております。

そういったことで、今回の募集の資格条件については、同じようにファイナンシャルプランナーとさせていただいたところでございます。まあ、今後において、また資格条件を別のほうに変えたほうがいいんじゃないかということが起きれば、当然、そこらは検討していきたいと思っております。

次に、いろいろな定住施策を繋いでいくのが、この定住促進協議会の事業じゃないか、だからこの予算ではということでございます。定住促進協議会というのはどちらかと言いますと、相談業務的なところ、移住者の相談業務的なところをやってきたところでございますが、総合的にいろいろな、——先ほど町長も申し上げました——いろいろなところでいろいろな定住事業を行う上で、それをマネジメントと言いますか、作っていくのは、やはり、町のあり方としては企画サイド、全体で考えてまとめるのは企画サイドではないか、と言いますのが、このたび、一年ほど延長いたしまして令和3年度からのまち・ひと・しごと総合戦略を策定する上で、こういった定住に対する事業のマネジメントと言いますか、まとめあげるのはこの計画が大きなところを占めるのではないかと考えてます。ですから、この計画をまとめ上げていくところが今回であれば政策企画課というところがございますので、そういったところが、全体的なものを作り上げて、定住事業については作り上げていくであろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの質問に、先にお答えしたというふうに私は思っておりますが、定住者に対して追跡調査をしておるかというからですね、追跡調査は実はしておりません。していないというのは個人情報のことがあったりしますので、その追跡調査というようなことまではやっておりませんが、しかしながら、移住者とのネットワークはきちんと繋いでおりますよ、というような答弁を申し上げたわけでございます。ですから、追跡調査かそうではないかということに対しては、追跡調査はしていませんが、という意味でございます。

もう1点のファイナンシャルプランナーをこれらの資格の要件にしておくと、会計年度任用職員の募集の表記をしておることなんですけど、実は、今までの定住促進協議会を平成24年じゃったかね（発言する者あり）24年……（発言する者あり）まあ、済みません。定住促進協議会を立ち上げるときに、町の職員の政策企画課の中で立ち上げようとしたんですけど、当然ながら町の職員というのは、それぞれ自分の定型的な仕事を持っております。それで移住相談を例えばここで受け付ける、または移住ツアーをやる、または県外で、大都市で移住のイベントをやる、そういう時になかなか自分の仕事と整合性が取れなくて、急遽そっちは行かれんよとかこっちの仕事があるよとかいうことになりますので、それで定住促進協議会というのを立ち上げて、そこに嘱託職員を置いて、そこである程度自由度を高めてフリーハンドを持ってこの移住相談や移住イベントやそして移住のツアーや、ことがやれるような職員をと、言うことで、探しておったところ、商船高専が始めました島スクエアの中で、この講演をやった方が、たまたま大島への移住者でございました。その移住者であって、そういう家計の、移住してきたのちの家計の事を彼が紹介したんですけど、そういうことで、彼に声をかけて、確かにそういうことが移住相談には非常に重要であるというふうな私は認識を持ったもんですから、それで、それをヘッドハンティングとは言いませんが、定住促進協議会の嘱託職員になりませんかということで、やったところ、非常にこの移住相談を受けるときに、それがわりと功を奏しておったということで、移住相談を受けた方、または移住してきた方からも非常に好評でございまして、こういう移住相談のあったところは、他の自治体とかそういったところはなかったというようなことも、声もいただきまして、ぜひともそういうんだったら、次の会計年度任用職員になったとしても、制度が変わったとしても、ぜひともこういうファイナンシャルプランナーというような方が相談員として、なってくれれば、より効果的なんではないかということで、ファイナンシャルプランナーっていうのは中で育てるってなかなかそう簡単にできるもんじゃありませんし、ですから、応募していただけるのであれば、ぜひともそういう方に応募していただきたいなという意味で、ここには、個別の制限をかけたということでございます。ぜひとも、今、そういう方が来てくれることも期待しておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） お答えします。

宮本常一データベースには、宮本常一の年表、宮本常一の紹介パネルといった宮本に係る情報、宮本常一の著作922冊、蔵書1万1,186冊、写真画像1万4,282という膨大なデータがベースになっております。そして学芸員も必要に応じてデータを更新しております。多くのデータを扱っています。学芸員もシステムの専門家ではありませんので、もし、システムエラーが生じた場合、学芸員が適切に対応できるかどうか、疑問も持っております。したがって、ホームページ、WEBに関するノウハウを有する専門業者に委託することが適切な方法と考え、委託した次第です。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 総合計画の策定につきましては、先ほど、田中議員さんより御意見のございました、町の将来像がわかるような、そして町のビジョンがわかるような、そして興味を持ってもらえるような計画になるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） 先ほど、10ページの若者定住促進住宅の件です。

先ほどの説明では、4件の募集に対して32人の応募があり、そのうち40%が町外の人で、実質は3名の方が町内の人で、1名が町外から入居しているという説明があったと思いますが、ということは、最低でも12名の方が大島にまだ住みたいという方がおりますね。で、今、この計画を見ると来年度が4戸に対して、再来年、次の第3期分の土地の購入費、これが何件分かは定かではありませんが、それ4件、4件とすると8件しかできないようなイメージを受けます。で、じゃあ、単純に一人の世帯、親子3人か4人で大島に住んだ場合、単純に生涯給与というか1億円から2億円ぐらいになるんじゃないかと思うんですよね、で、経済効果にしても、かなりものが上がるんじゃないかと、今100万人の交流人口を達成したということで、100万人の方が仮に1,000円使ったとしても、10億円ですよね。1年間に使って。で、この10人の世帯が大島郡に住んでくれたら、それ以上の効果があると思いますが、これにもかかわらず、たった4件とかという部分は、まず考え方、まあ予算の部分もありますから、これで単純に終わるんか、ただ、次、次ということで、それをすべて賄うぐらいの計画をもっているのかどうかをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 令和元年度に入居を開始した4戸については、やっぱり、どのぐらいの本当に希望者が出るものかというためのモデル的な取り組みでもあったということですが、正確な数字は別にして、30数人の方々が家族で、当然子供がいないと申し込めないわけですから、子供のいる家庭の方が申し込んでいただいたということですが、今、おっしゃ

られたようにその町外からの方が、例えば4割だとすると、12人ということになりますと12戸は、住めるほどの、じゃあ次に作るんじゃないかということになると思いますが、当初からの予定、予定ちゅうのはですね、4戸だけ作ってというモデル的には思っておったんですが、では、そこだけぽつんと4戸だけじゃなくで、その続きとしてからある程度用地が確保できる場所だったもんですから、トータルで12戸は今できるわけですが、これは、今、小田議員さんから大変力強いお話を、御質問をいただきましたが、まさにその費用をかけたとしてもやるべく事業ではないかというふうに思っております。子育て世代に限定された方々が、その町内からだけではなくて町外からも移住してくれると定住してくれるということになるわけですから、その財源をきちっと確保しながら、ぜひとも取り組んで行きたいと思いますが、これは、1度に大きくやるというのも、なかなかリスクがあるんじゃないかと思ひますし、財源的なこともあります。が、いずれにいたしましても、令和2年度と3年度の用地は買おうとしておるわけですから、そこまでは12戸はできます。そうしますと、その次の用地は今このところではもう用地がないわけですから、またその周辺か、または近隣でそういう用地を調査、あたるという調査をし始めなければならぬというふうに思っています。4戸ずつだったら3年で12戸しかできないわけですからまあ、これがさっきの話じゃありませんが、10戸とかもっと大量に設置するというのも、これから先の将来の計画として考えていくべき取り組みではないかというふうに、今、感じておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） ぜひ、続けていただきたいと思いますが、スピーディにやらないと意味がないところもあるんで、それと、旧東和の跡地についても、今、3件が建っておりますし、そういう土地を提供すれば、大島に来て家を建てたいということも当然、考えられると思うんですね。募集したらどうですか。周防大島町に住みたい人、来てくださいと、こういう形で提供しますよと、もし来年から住んでいただけるんならこの土地なら提供できる、こういう家なら作れます、っていう形ならリスクは少ないですよ。もし、そういうことも踏まえて、積極的にお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） ほかに。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 私のほうからは、予算の概要のほうで、済みません、16ページお願ひします。

ゆめはな開花プロジェクト推進事業及びその上の段の飯の山展望台改修事業についてお尋ねいたします。

ゆめはな開花プロジェクト推進事業にあたりましては、こちらに書いてある通りですが、大島連山の遊歩道を活用したウォーキングイベントということで、その実施準備という形であります。

このイベントなるものが、将来的に例えば、もちろん継続して行く運びで予定しているものなのかということと、日本ウォーキング協会とか、そういった協会が実施しているウォーキングイベント等があります。まあ、そういったところののることによって、全国的にウォーキングのファンの方がすごくバッチをこう、キャップにつけてから歩くっていうことを趣味にしていच्छや方々が多々いच्छやるわけであります。そういった流れののって行く運びであるのかということます、お尋ねをしたいと思ひます。で、それにあたってスタートの場所をどこの予定にしているかということも、わかればお願ひしたいと思ひます。それが1点であります。

また飯の山展望台の改修事業につきましては、これにあたりましては私も何年か前に一般質問等をさせていただきまして、ぜひとも今の危険な状態では何があるかわからないということで、質問をさせてもらひました。このたび、やっと予算がつきまして、誠に喜ばしいことであります。

その中で本当に皆さん登られたことあったと思ひんではすけど、飯の山からの景観っていうのは、それはもう誠に絶景であります。眼下に大島大橋を眺め、柳井からまた岩国のほうに向けて晴天の日は、誠に、瀬戸内海でもほかではなかなか見られないと私は自負しているところでありますけど、そういったところに向けても、県道飯の山線ですか、これはもちろん町道ではありませんけど、そちらに向けての整備というものも含めて要望していただきたいと思ひがござひます。それと、展望台のみに係わらず展望台近辺の整備ですね、頂上近辺は桜の木がたくさんあります。そしてトイレ等もあるんではすけど、トイレも非常に今となつてはなかなか使いにくい状況にござひます。そういったところの整備とかも、私自身としては要望したいところでありますが、なおかつ、それに欲を言えば飲料水として飲める水が上にあがれば、お客様としての観光客というのも許されてくるんではないかなと、いろいろ言ひましたけど、ただ、私の要望するところは、大島大橋の玄関口の今、大多満根神社がすごく整備をされまして、本当にNPO団体等のすごい活動もありまして、今、神代山高桜とか宇宙桜とかそういった形での名所として、また大きく復活してあります。そういったところをスタートラインにして、散策、ウォーキングのできる飯の山、その終点が展望台という形の展開というのも将来的に望みたいと。そういったところに関しまして、これはただただ要望欄を最初に話したから、話が何か混乱してしまひますけど、ます、そういった形での飯の山展望台に向けての改修を望むところではすけど、それに対して何か御意見いただければと思ひるところであります。この2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 尾元議員さんの御質問にお答えいたします。

これ、農林課と商工観光課の両方が引かかった事業的なものでござひまして、今、やっぱり自然に親しむというか、ああいうウォーキングというのは、すごくはやっているとふうには思ひてあります。そのためのイベントを、今からちょっと考えていこうというところの予算でござひます。

ございますので、いきなり、もうぼんと大会が始まるとかというようなものではないということを、ちょっと御理解しちよっていただきたいというふうに思います。また、そういう相手がございましたら、また教えていただければというふうにも思います。

あと、飯の山の展望台につきましては、一応、今年度予算化しているところでありますので、徐々には直っていくんじゃないかと。また、登り口の県道につきましても、全部を拡幅するんではございませんが、部分的にこの待避所的なものを設置して、上がりやすくなるというふうには思っております。また、そこを基準にスタートとかいうのも可能ではないかというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ありがとうございます。実施の準備の段階として、スタートラインでこの流れをしっかりと踏んでいただいて、ぜひとも、本当に健康づくりという部分でのイベントというのは結構人気がございます。今やっている歩け歩け大会、これも常連の方々がよく来ていらっしゃるというのも、私もよく理解しているところでございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

また、県道等に関しましての飯の山線、こちらのほうの要望も着実に県のほうにお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、一般会計予算の質疑を終結します。

お諮りします。議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算の質疑が終結しましたので、議案第1号について、配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。なお、討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午後2時17分休憩

.....

午後2時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から日程第6、議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算までの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号から第4号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を29億2,958万3,000円と定めるものでございます。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めております。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、歳入でございます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は4億2,724万8,000円を計上しております。

4ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は省略をさせていただきます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目制度改正補助金は、制度改正等に伴います町基幹系システム改修の経費に対する補助金36万3,000円を計上をしております。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、22億461万3,000円を計上しておりますが、これは主に1人当たりの給付費の増により、普通交付金が増額となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

5款財産収入は省略をさせていただきます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は2億9,218万8,000円を計上しております。

このうち、保険基盤安定事業繰入金は、低所得者に対する保険税軽減相当額を基準として、一般会計から繰入れを行うものでございますが、1節保険税軽減分は、県が4分の3、町が4分の1を負担いたしまして1億868万8,000円、2節保険者支援分は、国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担いたしまして5,048万2,000円を計上しております。

4節出産育児一時金等繰入金では、出産育児一時金の支給に要する費用に対する繰入れで10人分の280万円、5節財政安定化支援事業繰入金は、地方財政措置により、国保財政が受ける影響を勘案して算出した額の繰入れで4,721万5,000円、6節その他一般会計繰入金は、県の福祉医療費助成事業において、県と町がそれぞれ2分の1ずつを負担する国保負担軽減対策分を、県の試算に基づきまして1,597万8,000円を計上しております。

6ページの7款繰越金、8款諸収入は省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明をいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費及び事務経費として5,630万8,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

2目連合会負担金は34万円を計上しております。

2項徴税费1目賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費を計上しております。

11ページの3項運営協議会費は省略をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は17億9,424万4,000円で、対前年度比0.9%の増となっております。

2目退職被保険者等療養費は1,000円を計上しております。

3目一般被保険者療養費は493万6,000円、4目退職被保険者等療養費は1,000円、5目審査支払手数料は450万6,000円をそれぞれ計上し、1項の療養諸費の合計は18億368万8,000円、対前年度比1.0%の増となっております。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、1項の療養諸費と同様の推計によりまして3億1,197万8,000円、対前年度比7.3%の増、13ページの2目退職被保険者等高額療養費は1,000円、対前年度比97.4%の減、3目一般被保険者高額介護合算療養費は18万7,000円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費は1,000円とし、2項の高額療養費は合計3億1,216万7,000円を計上し、対前年度比7.3%の増となっております。

3項移送費1目一般被保険者移送費2目退職被保険者等移送費については省略をいたします。

14ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費は10人分、5項葬祭諸費は51人分を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分は、県の算定に基づきまして4億9,864万3,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分も、県の算定に基づきまして1億3,473万5,000円を計上しております。

16ページ、3項介護納付金分も同様に、県の算定に基づきまして4,808万6,000円を計上し、医療費分、後期高齢者支援金等分、介護分の合計6億8,146万4,000円を事業費納付金として県に納付するものでございます。

4款共同事業拠出金は省略いたします。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、職員人件費及び特定健康診査、特定保健指導に要する経費として3,447万6,000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

2項保健事業費は、保健事業として行う医療費通知等の経費で249万8,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

6款基金積立金は省略をいたします。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険税還付金は237万円、2目保険給付費等交付金償還金は449万5,000円、3目その他償還金は1,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、病院事業特別会計に対する特別調整交付金の繰出金といたしまして1,746万3,000円、8款予備費は500万円を計上しております。

以上が、議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を4億7,624万3,000円と定めるものでございます。

次に、事項別明細書の31ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料は3億1,159万円を計上し、対前年度比4.6%の増となっております。

2 款使用料及び手数料は省略をいたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、県広域連合の試算によりまして 2,858 万 4,000 円を計上し、2 目保険基盤安定繰入金は 1 億 3,523 万 5,000 円を計上しております。

3 2 ページの 4 款繰越金、5 款諸収入は省略をいたします。

3 5 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明をいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、職員人件費及び一般経費として 1,843 万円を計上し、対前年度比 1.1% の増となっております。

3 6 ページをお願いいたします。

2 項徴収費は 1 2 4 万 4,000 円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、主に後期高齢者医療保険料の増額によりまして 4 億 5,576 万 7,000 円を計上し、対前年度比 3.1% の増となっております。

3 7 ページをお願いいたします。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金は 80 万 2,000 円を計上しております。

以上が、議案第 3 号令和 2 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第 4 号令和 2 年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

予算書の 1 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を 3 4 億 5,722 万 6,000 円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を 8 2 6 万 9,000 円と定めるものでございます。

第 2 条の歳出予算の流用では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で流用できることを定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定から御説明をいたします。

事項別明細書 4 9 ページの歳入から御説明をいたします。

1 款の保険料は 4 億 7,838 万 1,000 円を計上しております。

現年度分の特別徴収保険料は、収納率 100% で、現年度分の普通徴収保険料は、収納率 91% を見込んでおります。

なお、被保険者数におきましては、特別徴収が 7,856 人、普通徴収が 428 人を見込んでおります。

2 款の使用料及び手数料は省略をさせていただきます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、給付費に係る国の法定負担分として 5 億 7, 2 4 7 万円を計上しております。

5 0 ページの 2 項国庫補助金 1 目調整交付金は 3 億 3, 5 7 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

この調整交付金は、高齢化による給付費増など、市町村の努力では解消できない第 1 号介護保険料の格差を是正するものでございます。

2 目地域支援事業交付金では、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を合わせて 3, 2 8 0 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

4 款の支払基金交付金は、1 目の介護給付費交付金は 8 億 7, 5 7 4 万 5, 0 0 0 円、2 目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業分として 2, 0 0 2 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、県の法定負担分としまして 4 億 8, 1 6 6 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

5 1 ページの 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて 1, 6 4 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は、町の法定負担分として 4 億 5 4 3 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 目地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて 1, 6 4 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 目低所得者保険料軽減対策繰入金は、議案第 2 9 号において、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について上程させていただいておりますけれども、低所得者の介護保険料を軽減するため、第 1 段階から第 3 段階までの保険料を消費税による公費を投入して軽減することとし、一般会計から全額を繰出すもので 5, 5 5 6 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

4 目その他一般会計繰入金は、職員給与費、介護認定審査会等の事務経費でございます。

5 2 ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は 6, 4 1 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

3 項 1 目の介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定からの繰入れでございます。

7 款繰越金、8 款諸収入は省略をいたします。

5 3 ページの 9 款財産収入は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、歳出を御説明いたします。

5 5 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、職員人件費と介護保険一般経費といたしまして 4,966 万 1,000 円を計上しております。

56 ページの 2 項徴収費 1 目賦課徴収費は、保険料の徴収事務経費でございます。

3 項 1 目の介護認定審査会費では、介護認定等に係る経費といたしまして 3,217 万 1,000 円を計上しております。

58 ページの 2 款保険給付費全体では、対前年度比較で 0.8% の増で 32 億 4,350 万円となっております。

1 項サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は、要介護認定者に対する給付費で 29 億 4,939 万 2,000 円、2 目介護予防サービス等給付費では、要支援認定者に対する給付費で 6,407 万円を計上しております。

59 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、国保連合会への手数料でございます。

3 項高額介護サービス等費は 7,195 万 2,000 円を計上しております。

59 ページから 60 ページにかけましての 4 項高額医療合算介護サービス等費は 1,020 万円を計上しております。

5 項特定入所者介護サービス等費は、施設に入所している低所得者の方に、食費、居住費を補填するもので 1 億 4,420 万 2,000 円を計上しております。

61 ページをお願いいたします。

3 款の基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子のみの積立てでございます。

次に、4 款地域支援事業費 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費は 6,283 万 6,000 円を計上しております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・生活支援サービス事業のケアプランを作成する際の経費としまして 930 万 4,000 円を計上しております。

62 ページをお願いいたします。

2 項一般介護予防事業費は、第 1 号被保険者のすべての方を対象とし、地域の実情に即した効果的・効率的な介護予防を推進する事業の経費でございます。

63 ページをお願いいたします。

3 項包括支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの従来からの業務であります総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントに要する経費でございます。

64 ページをお願いいたします。

2 目の任意事業費では、在宅介護の精神的、経済的な負担を軽減するための家族介護支援、成

年後見制度の利用支援、認知症サポーター養成事業等に要する経費でございます。

65ページをお願いいたします。

3目の地域包括支援センター運営事業費では、地域包括支援センターの運営に要する経費として、保健師、社会福祉士等の職員人件費等4,494万8,000円を計上しております。

66ページの4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、多職種協働によります地域包括ケアシステムの構築を目指す地域ケア会議推進事業の経費でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療推進事業の経費でございます。

67ページをお願いいたします。

6目生活支援体制整備事業は、高齢者の社会参加や住民主体による多様な生活支援サービスを充実するため、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアの養成やネットワーク化を行う経費として385万円を計上しております。

7目認知症総合支援事業費は、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置する経費等でございます。

68ページをお願いいたします。

4項その他諸費は、国保連への総合事業に係る審査支払手数料等の経費でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の御説明をいたします。

事項別明細書71ページの歳入から御説明をいたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目の介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成料として823万7,000円を計上しております。

2款諸収入1項1目の雑入は、住宅改修理由書の作成料でございます。

次に、72ページの歳出を御説明いたします。

1款サービス事業費1項1目介護予防支援事業費は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としてケアプランを作成する事業等に要する経費として826万9,000円を計上しております。

以上が、議案第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 続きまして、議案第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

特別会計予算書の19ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を6,930万9,000円と定めるとともに、第2条により、23ページの第2表、地方債のとおり起債の目的、方法、利率及び償還の方法を定め、その限度額を簡易水道事業債1,310万円、辺地対策事業債1,060万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、御説明いたします。

事項別明細書の85ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項負担金1目加入負担金は、新規加入を1件分、3万3,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて451万1,000円を計上しております。

3款県支出金1項県補助金1目簡易水道費県補助金は、浮島地区海底送水管布設事業に係る県補助金として1,850万円を計上しております。

86ページ、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、一般会計から2,256万円を繰入れて財源調整をしております。

87ページ、7款町債1項町債1目簡易水道事業債は1,310万円、2目辺地対策事業債は1,060万円を計上し、浮島地区海底送水管布設事業に充当するものでございます。

次に、歳出につきまして、89ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費は517万7,000円を計上しております。

主なものといたしましては、18節負担金、補助及び交付金の水道事業特別会計への収納業務等負担金として449万2,000円を計上しております。

2項事業費1目維持管理費は、前島、笠佐島、浮島の3離島に係る簡易水道施設の維持管理費として1,472万4,000円を計上しております。

主なものといたしましては、90ページ、10節需用費のうち、光熱水費として204万3,000円、修繕費として356万5,000円、11節役務費のうち、浮島地区海底送水管損害保険料として91万6,000円を新たに計上、12節委託料のうち、電気計装保守点検等として295万5,000円、水質検査として147万8,000円、水道施設監視点検として227万円を計上しております。

91ページ、2目設備費14節工事請負費は、浮島地区海底送水管布設事業に係る浮島・神浦両地区の送・配水管布設等の残りの工事として4,200万円を計上しております。

2款公債費1項公債費は、1目元金として534万6,000円、2目利子として134万2,000円、92ページ、3款諸支出金1項償還金1目還付金は、漏水減免等の還付金として10万円、4款予備費は20万円を計上しております。

以上が、議案第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 続きまして、議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、補足説明をいたします。

特別会計予算書の25ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を8,327万3,000円と定めております。

それでは、事項別明細書の97ページをお開き願います。

まず、歳入からでございます。

1款使用料及び手数料1項使用料は、前島航路148万8,000円、情島航路190万5,000円、浮島航路1,096万9,000円と見込み、合わせて1,436万2,000円の計上でございます。

2項手数料は、手荷物等の手数料であります。3航路を合わせて213万1,000円を計上しております。

98ページの2款国庫支出金は、それぞれの航路に係る国庫補助金として2,365万2,000円を計上いたしました。

3款県支出金は、航路補助金として2,627万7,000円の計上でございます。

4款繰入金は、一般会計から1,678万9,000円を繰入れることといたしております。

99ページ、5款諸収入は、主に各航路の臨時船員に関する雇用保険料の個人負担分でございます。

101ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款事業費1項事務費1目総務費の職員人件費は1名分の計上でございます。

総務一般経費は、3航路運営のための事業経費の計上でございます。

102ページからの2項事業費1目前島航路運航費は2,328万円の計上で、職員人件費及び賃金が主なものでございます。

104ページ、2目情島航路運航費も2,291万5,000円の計上で、職員人件費及び賃金はその主なものでございますが、せと丸のタービンのオーバーホールやエアコンの修繕経費を新規に計上しております。

106ページ、3目浮島航路運航費は2,940万2,000円の計上で、職員人件費及び賃金はその主なものでございます。

3航路合わせて前年度比479万7,000円の増となっております。

108ページ、予備費は、昨年同額の20万円の計上でございます。

以上が、議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算までの質疑が終結をいたしましたので、議案第2号から議案第6号までの5議案を配付いたしました議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第6号までの5議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算から日程第8、議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算までの2議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） それでは、議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算及び議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、補足説明をいたします。

まず、議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算ですが、別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めております。

給水件数を1万件、年間総配水量を200万立方メートル、1日平均配水量を5,479立方メートルと予定し、主要な建設改良事業を水道管移設事業413万8,000円、施設更新事業1,366万2,000円としております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるもので、収入につきましては、第1款水道事業収益を8億3,306万9,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業収益3億7,939万9,000円、第2項営業外収益4億5,366万9,000円、第3項特別利益を1,000円とし、支出につきましては、第1款水道事業費用8億1,192万9,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業費用7億7,531万1,000円、第2項営業外費用3,631万8,000円、第3項予備費30万円としております。

2ページの第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款資本的収入を1,360万円とし、内訳といたしまして、第1項企業債1,360万円とし、支出につきましては、第1款資本的支出1億9,348万3,000円とし、内訳といたしまして、第1項建設改良費1,780万円、第2項企業債償還金1億7,558万3,000円、第3項予備費10万円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,988万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,848万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,977万9,000円で補填するものでございます。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めており、内訳といたしまして、橘地区の水道監視装置更新に伴う施設更新事業について、限度額を1,360万円としております。

第6条は、一時借入金の限度額を7,000万円と定め、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、営業費用及び営業外費用の間の流用を定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,345万円と定め、第9条は、他会計からの補助金として、水道事業健全財政運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3億9,922万1,000円と定めています。

第10条は、器具費や材料費等の棚卸資産購入限度額を885万4,000円としています。

附属資料といたしまして、5ページ以降に予算説明書などを添付しております。

以上が、議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算の補足説明でございます。

次に、議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてですが、当年度から下水道事業に地方公営企業法の財務規程を適用いたしましたので、水道事業同様、別冊の予算書としております。

それでは、別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めております。

処理区域内人口を6,100人、年間有収水量を52万1,000立方メートル、1日平均処理水量を1,427立方メートルと予定し、主要な建設改良事業を久賀・大島処理区及び東和片添処理区に係る特定公共下水道建設改良事業として13億8,477万円、和田処理区に係る農業集落排水処理施設建設改良事業として909万3,000円、浮島処理区に係る漁業集落排水処理施設建設改良事業として1,600万円としております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるもので、収入につきましては、第1款下水道事業収益を9億1,645万5,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業収益1億816万9,000円、第2項営業外収益7億9,959万4,000円、第3項特別利益を869万2,000円とし、支出につきましては、第1款下水道事業費用8億3,984万8,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業費用7億7,286万4,000円、第2項営業外費用5,349万2,000円、第3項特別損失1,219万2,000円、第4項予備費130万円としております。

2ページの第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款資本的収入を14億2,549万3,000円とし、内訳といたしまして、第1項企業債9億3,170万円、第2項補助金4億9,355万円、第3項負担金24万3,000円とし、支出につきましては、第1款資本的支出16億8,538万7,000円とし、内訳といたしまして、第1項建設改良費14億986万3,000円、第2項企業債償還金2億7,552万4,000円

としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億5,989万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,300万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,688万9,000円で補填するものでございます。

第4条の2は、特例的収入及び支出に関する規程で、地方公営企業法施行令第4条第4項に基づく、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金を352万7,000円、未払い金を4,752万7,000円としております。

第5条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額について定めるもので、公共下水道施設機能保全事業として、安下庄及び東和片添浄化センターの施設更新事業を、令和2年度から3年度にかけて4億7,600万円を限度とするものでございます。

3ページの第6条は、企業債について定めるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めており、内訳といたしまして、久賀・大島処理区及び東和片添処理区の未普及対策事業や東和片添浄化センター等の施設更新事業に係る特定環境保全公共下水道建設改良事業8億8,110万円、和田浄化センター全室素リン計機器更新事業等に係る農業集落排水処理施設建設改良事業710万円、浮島浄化センター機能保全事業に係る漁業集落排水処理施設建設改良事業800万円、及び資本費平準化3,550万円の計9億3,170万円を限度額としております。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円と定め、第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、営業費用及び営業外費用の間の流用を定めています。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費8,497万6,000円と定め、第10条は、他会計からの補助金として、下水道事業健全財政運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3億8,392万4,000円と定めています。

附属資料といたしまして、4ページ以降に予算説明書などを添付しております。

以上が、議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算の補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この5条の起債の目的のところ、橘地区の施設更新事業というふうに御説明されたと思うんですが、限度額が1,360万円で、この事業の内容について御説

明いただけますでしょうか。範囲とか、事業費とか、その辺は。

それから、以前、部長が答弁の中で、県東部の水道事業の統合が計画されているというふうなことをおっしゃいましたけれども、この統合計画について、今わかっている範囲でどういうことなのか、どういう事業内容の範囲が統合されるのか、どの範囲で統合されるのか、その辺、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問でございます橘地区の施設更新事業の内容でございますが、現在、安下庄の浄化センターの中に配水池の水位であるとか流量であるとかという監視システムの端末というか、がございます。

ただ、もうかなり整備してから年数がたっております関係で、システムに不具合が出ていることと、現在、水道課が久賀東庁舎に職員が在駐しておりますして、東庁舎ではその監視システムの数値を見ることができず、その安下庄の浄化センターまで行って数値確認をせざるを得ないという状況もありますので、水道課でクラウドという方式を使おうと思っておるんですが、監視システムを新たに更新するために1,366万2,000円の支出というか、工事請負費として予算計上をしております。

それから、水道事業統合についてですが、まだ県内でというか、水道事業統合を全体的に進めるという動きはございません。

以前の議会等で、事業統合に向けてというお話を差し上げたのは、柳井広域水道の加入市町の間で、最終目標としてはその事業統合というところを設定はしておりますけれども、まだその事業の共同化とか、会計の統合とかというような段階には至っておりませんので、前回答弁したときと比べて、進歩というか進んではおりません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 事業統合について、以前、説明を受けたのも事業統合するというだけの話だったので、中身については何も説明を受けていないので、その時点がどういう時点だったのかもわからないので、中身を聞くのは初めてだと思うんです。

当時は、去年の12月議会だったと思いますけれども、県の音頭でそういう統合が計画といたしますか、計画という表現だったかどうか、統合するように促されているかのような御説明を受けたような気がするんですが、そういう事実があるのかどうか。

この前、2月の20日ですか、柳井広域水道企業団の議会も傍聴に行ったんですが、準備会のようなものがもう立ち上がっていて、そこで統合についての話し合いも既に始まっているというふうなことを伺ったように思うんですが、つまり、そういう話がどの程度かわかりませんが、一面ではそういう話が進んでいるのかなというふうに思うんですが、さっぱり、こちらには見えて

こないと言いますかね、その辺はもう少しオープンに、ガラス張りにしていただきたいなというふうな思いで質問しているんですが、全く火も煙もないところで、部長が統合に向けてというふうな発言されたとは、私は思えないので、その具体的なものを伺っています。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問でございます。

協議体というか、協議をする場というのは柳井市、周防大島町、田布施町、平生町、上関町の1市4町でそういう協議をする場というのは設けております。先ほど最終目標はというふうには申し上げましたが、それに至るまでの課題というのはそれぞれの事業者さんが抱えておりますので、まずは、例えば窓口業務の共通化とか資材の購入とかを共同でできないかというところから今、始めております。

実際に広域的な取り組みについては、厚生労働省というか、国なり県が中小規模の水道事業者の経営を将来的なことを考えると、ある程度広域化しないと経営ができないというところで、音頭を取るといふか、県にそういう調整とかをなささいというふうな、半ば義務的な部分で指導、指導といふか方針を打ち出しておりますので、県が、柳井広域が柳井広域水道企業団から受水をしている、岩国市も実際は一部あるんですけども、主に受水をしている1市4町について、広域化に向けて会合の場をつくるということで調整をしておられると。

ただ、現実問題として、まだ、それぞれの事業者が統合に向けて足並みをそろえるというところまではいっておりませんので、前段階でできるところをすり合わせをしましょうということで、窓口業務の共通化とか資材の共同調達というあたりで、今、それぞれの取り組みをしているという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 普通は部分的に出来上がったところから、供給を開始をしていくというふうに伺っていますが、それはどういう地域が、どれぐらい先に供給が開始されるのか、それが1点です。

それから、今、この最近、町民の方から国道が片側通行になって、下水道の工事で、大変だなという話は何人かに聞くんですが、管の工事というのは国道をああいうふうに規制をして、管の工事というのは何年ぐらいまで、何年先まで行われる予定なのか、それもしわかりましたら、お願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） ただいまの砂田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今、供用開始につきましては、今の予定ではございますが、ことしの10月1日以降ということをして、今現在、整備を進めております。

区域といたしましては、処理場の近いところからということになりますので、まずは棕野地区、それから三蒲の一部、一部というのが今の予定だと三蒲川から東側の旧県道敷と申しますか、中の町道の、現在町道になっていますが、町道よりも北側、海側と、それから、東については、今、できれば何とか流田川の西まで行けたらいいかなというふうに考えております。

ただ、今の予定なので、県の代行事業との進み具合の絡みもございまして、もう少し時間がたってわかれば、また、お示しをしたいというふうに思います。

それと、国道に管を埋めて工事を施工しているということで、大変皆様には御迷惑をかけております。これは、県代行事業と、今、棕野なんかやっているのは県代行事業ということになりますので、それと主、久賀側については、ほかの国道については町の幹線ということで町が主に進めております。

この残りの期間ということになりますが、現段階でいくと、まだ、八幡のほうまで行かなければいけないので、久賀のほうとしてはまだ四、五年はかかるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算から議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算までの質疑が終結しましたので、議案第7号から議案第8号までの2議案を配付いたしました議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第8号までの2議案を配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時、休憩をいたします。

午後3時26分休憩

.....

午後 3 時 35 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9、議案第 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 9、議案第 9 号令和 2 年度周防大島町病院事業特別会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第 9 号令和 2 年度周防大島町病院事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

当予算は昨年 1 2 月議会定例会において病院事業改革等特別委員会の委員長報告をいただき、議員の皆様にお示ししました、周防大島町病院事業局再編計画を基準として、作成しております。

お手元の令和 2 年度周防大島町病院事業特別会計予算書の 1 ページをお開き下さい。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量について定めております。

病床数につきましては、年度末予定数を見込んでおります。東和病院 1 1 4 床を 1 5 床減床し 9 9 床に、一般病床を 4 5 床、療養病床を 5 4 床としております。橘医院につきましては、橘病院の有床診療所への転換に伴い 1 9 床としております。大島病院、2 介護老人保健施設、看護学校の病床数・定員については、令和元年度予算からの変更はございません。

次に入院患者数につきましては、2 ページをお開き下さい。3 医療機関合計で 6 万 4, 3 4 0 人、外来患者数は、合計で 8 万 5, 4 6 5 人を見込んでおります。

介護老人保健施設の利用者数は、2 老健合計で、入所 4 万 1, 1 7 2 人、通所 3, 8 4 0 人を見込んでおります。

次の 3 ページをお願いします。大島看護専門学校の学生数は、1、2、3 学年の計 1 0 5 人を見込んでおります。主要な建設改良事業につきましては、後ほど第 4 条の資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

4 ページをお開き下さい。第 3 条は、収益的収入及び支出について定めるもので、業務の予定量に基づき収入を合計 5 2 億 5, 5 3 9 万 8, 0 0 0 円。

5 ページをお願いします。支出を合計 5 2 億 5, 5 3 9 万 8, 0 0 0 円と見込んでおります。

第 4 条は、資本的収入及び支出について定めるもので、収入につきましては、東和病院の企業債 3, 5 4 0 万円、次の 6 ページをお願いします。橘病院の企業債 1 5 0 万円、大島病院の企業債 8, 1 9 0 万円、やすらぎ苑の企業債 2, 5 1 0 万円は改修工事及び医療機器整備のための病院事業債、介護サービス事業債及び過疎債借入を見込んで計上しております。

また、大島病院につきましては、患者家族からの寄附金として、209万円を見込んでおります。支出につきましては、東和病院の建設改良費3,542万3,000円は、電子カルテに接続するX線フィルムレスシステムほか5品目の機器整備を、企業債償還金2億9,824万2,000円は、令和2年度中の償還予定額を見込んで計上しております。

橘医院の建設改良費154万8,000円は、調剤支援システム1品目の機器整備を、企業債償還金1億1,414万1,000円は、令和2年度中の償還予定額を見込んでおります。

大島病院の建設改良費8,404万円は、電子カルテほかの6品目の機器整備を、企業債償還金2億5,624万7,000円は、令和2年度中の償還予定額を見込んで計上しております。

やすらぎ苑の建設改良費2,515万7,000円は、介護医療院新設改修工事の改築工事を、企業債償還金4,929万2,000円は、令和2年度中の償還予定額を見込んでおります。

さざなみ苑につきましては、企業債償還金3,111万3,000円を令和2年度中の償還予定額を見込んで計上しております。

大島看護専門学校につきましては、企業債償還金4,997万1,000円は、令和2年度中に償還する予定額を見込み、計上しております。

資本的収入を合計1億4,599万円、支出を合計9億4,517万4,000円を見込んでおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する7億9,918万4,000円は、5ページの第4条の冒頭に記載しておりますとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,328万8,000円、損益勘定留保資金7億8,589万6,000円で補填するものとしています。

次に、7ページを御覧下さい。第5条は、企業債について定めるもので、借入限度額を1億4,390万円と定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めております。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、給与費29億9,060万3,000円、8ページをお開き下さい。交際費90万円を計上しております。

第8条は、他会計からの補助金について定めるもので、計13億2,554万2,000円の繰入を予定しております。

第9条は、薬品や診療材料等のたな卸資産の購入限度額を定めており、業務の予定量に基づき8億8,821万8,000円と見込み、定めております。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、取得する資産として建物1品目、機械2品目をあげております。また、処分する資産として機械2品目をあげております。

附属資料としまして、10ページ以降に予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、これまでの再編の議論の中で徹底的なコストカットというのですか、には取り組んでいくということだったと思うのですが、それが、今回の予算でどういうふうな、個別の話ではなくて、全体としてどういうふうなあらわれているのか、ちょっと端的に、こういうふうなコストカットがされているのですねというのがわかるような御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

費用に関する徹底的な削減の取り組みですけれども、まず、給与費でございますが、橋病院を有床診療所化に転換することに伴いまして、人員の配置が少なくて済みますので、その職員を各他施設への異動に伴いまして、また、年度末に多くの退職者を予定していることから、採用抑制を行いまして、職員数を減少することを見込んでおります。その関係で、約1億3,000万円の減額を見込んでおります。

また、費用の質のほうの主なもの、給与費、材料費、経費が主でございますが、経費については、奨学金の貸付けを看護学生、大島看護専門学校の学生の就学貸付けの制限をすることによりまして、約380万円の減額を見込んでおります。

また、橋病院の有床診療所化に伴いまして、寝具や清掃委託、給食委託の業者との交渉等により、減額を見込んでおります。

また、再編計画でお示していますように、経費等で、何%とかということではございませんが、30年度決算に近い形で、減額を行っております。

また、機械備品や修繕費、そういったものについては、安易に随意契約をせずに、入札できるものは入札していきながら、そこは予算には反映しておるところではありませんが、削減となるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと歯切れが悪いのですけれども。大きいところは、人件費の削減ということで、私はその人件費、特に今のような情勢になったときに、人員削減というのはどうなのかなとは思いますが、それは別の話として、予算書を見ると、最初のほうに、支出の収支の計画書というのがあるんですが、これがそれぞれ品目、節であげられているから、これの内訳があるはずなのですね、これを見積もっているのですから。そういったものを、今日はここまでというのではなくて、説明資料として出していただきたいというふうに思います。

その中で、例えば、今の委託料というのを見ると、全部足してみると4億円という大きな金額になるはずなのですが、これは、中身がわからないから聞いているのですけれども、どういうものに例えば大きなところは、この委託料というのは、どういう使途で使われるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局における委託料の主なものについては、清掃委託料、給食委託料なんですけれども、やすらぎ苑、現状では、橘病院、さざなみ苑に給食委託しております。

また、院内で検査できないものについて、業者のほうへ検査委託を行っております。

また、多くは医療機器の保守契約、また電子カルテ等の電算に関する保守契約が主なものでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これらの、最初に答弁された入札でできる限り調達していくということでもいいのだと思うのですが、今、電算の保守契約で電子カルテとかというのがあったと思うのですが、電子カルテとか、そういう電算の会計システムがあると思うのですが、そういったものは各病院統一の機器が入っている、システムがというのですかね、入っているということでもいいのですかね。バラバラだとそれだけ経費が増してくると思うのですが、それは、どうなっているのか、もしバラバラであれば、それを統合すると、一つのシステムにすれば、それはそれだけコストが低く抑えられるはずなんです。

それらの今後の取り組み方針というのですかね、そういった努力はどういったふうにするのか、最後に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えします。

確かに、田中議員さんがおっしゃられるように、現状では、東和病院、大島病院ともに、メーカーが違います。それは、病院事業局にとっては、大きな課題となっております。

それが、電子カルテというのは、ほかの検査機、レントゲンの関係とか、給食等、いろいろシステムが連携されておりますので、極力一緒になるように今後検討していきたいと思いますが、難しい面もあるので、そこは、よく検討しないといけないかというふうには思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算の質疑が終結しましたので、議案

第9号を配付いたしました議案付託表により所管の常任委員会へ付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号を配付いたしました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第10号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から、日程第19議案第19号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第10号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

このGIGAスクール構想について、反対をいたします。このGIGAスクール構想が、政府主導で誕生した政策であることから、町内の問題にとどまらず、国の施策としてもかみ合う形で討論したいと思います。

反対理由の第1は、過疎債を使ってこのGIGAスクール構想は、本当に急ぐ課題なのかという点です。不要不急の歳出であるという点から、反対をいたします。

本町は、児童生徒数の減少の中で、複式学級が増えています。複式学級になることを防ぐために、学校の統合を進めてほしいという保護者の要望は、それ自体、当然に生まれうる感情であり、気持ちは理解できます。

しかし、統合すればその地域の子育て世代は住みにくくなり、人口減少に拍車がかかり

ます。人口が減れば、複式学級がさらに増え、また学校の統合が進み、人口が減少するという悪循環が繰り返されてしまいます。

これを断ち切るために、教員の定数を増やし、複式になることを防いでいかなければ、子供たちの教育の場がどんどん縮小されてしまいます。

今急ぐべきは、教員を思い切って増やすことに国も地方も予算をつぎ込むことであり、来年度も教員は減少させるとしている現状に、この状態を放置したまま、このG I G Aスクール事業に大きな財源をつぎ込むことに反対です。

2番目は、成長期の子供たちに影響が大きいとされる電磁波に対する不安がある中で、治験や研究成果も曖昧なまま、子供たちの健康面を犠牲にしかねないまま導入するのは、慎重さを欠いているという点からも反対をいたします。

3番目には、このG I G Aスクール事業は、日本経済新聞電子版の今年1月23日付によると、国内のパソコン市場がもう1つできるぐらいの大きな規模だと報道されています。実態は、パソコン大手メーカーが喜ぶだけの大企業への経済対策であり、教育を大手市場に売り渡すものとして問題があり、反対をいたします。

私は、子供たちは機械と対峙して教育するのではなく、先生方を増やして、教師と子どもたちが向かい合って教育をするというその基本に立ち返ることが理想であり、この点から、このG I G Aスクール構想が、それに反するものであり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論をなしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は3月23日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時03分散会
